

研究所報

No. 8

発行所 社
高 神
平田篤胤佐信淵研究所
秋田市千秋公園1-16
電話 0188-32-4496

平田篤胤の神性

——祭神に祀られて——

齊藤 壽胤

實在人物であつたものを祀つた神社は全国にみられる。人を神に祀る風習は我が国には普遍的な考えであることは言を俟たないだろう。普遍的といえほどのくらの時代からこうしたことが行われてきたのかについては、やや疑問がないわけではない。しかし我が国の少なくとも古代の葬法の思想から近代までを通じて、そこに人を神として祭る風習があつたことは紛れもない事実として認めざるえないであらう。極く近代で顕著となつた神葬祭もその思想の流れといえなくもない。人神祭祀に関しては先行する論があるからそれを参照いただきながら、本稿では特に平田篤胤が神として祀られる過程を辿りながら、篤胤がもつ思想と人神祭祀に本質的なものがあるとするならば何かをも考えてみたい。

近世における實在人物が神社に祀られるものを多くみれば、義人が多いという指摘がなされている。郷土に功績があり土地の人々から敬慕され神として祀られてきた義人祭祀の神社がみられる中に、一方では必ずしも功績が郷土という狭い範囲ではない人もまた、祀られるという場合もみられるが、これらも含めると人神祭祀がどのような信仰

平田篤胤大人百五十年式年祭記念特号

次	平田篤胤の神性	齊藤 壽胤	1	平田大人と六郷熊谷家とのふれあい	熊谷 義一	26 24
日	平田篤胤大人の性命観	正井 勝人	4	篤胤大人の肖像		
	地方に於ける平田國學の影響	中澤 伸弘	14	平田篤胤大人の百年祭に	ささげまつる歌	26
	平田大人門弟家の山諸消息	武田 秀章	19	明治二年六月の平田延胤同秋田藩邸宛		27
	讃谷鐵五郎			について		

思想に基づいて行われてきたものは、一概に述べることは難しくなるだろう。勿論、国学者平田篤胤は實在人物であり、幾つかの神社で祭神ともされている。こうしたことから篤胤の思惟とそれにあたつて篤胤の神性があつたとするなら、どういふものであるか考えてみるべきであらう。

先ず、篤胤がどのような生涯や生い立ちをもつていたかは、顕著な伝記研究により相当明らかにされてきた。篤胤が生を受ける環境は篤胤の生涯に大きな影響を及ぼしていることは疑いのないことである。篤胤が生まれた大和田家は太番組頭としての秋田藩士であつた。大和田家は代々が崎門学を修し、浅見綱斎学派を受けた学問尊重、学風の強い家柄である。勿論、これが後の篤胤の学問とは異なるものだが、こうした家柄は篤胤にとって学問的環境に充分浸ることのできた事柄であつたといえる。これは恐らく後の篤胤が学問に傾倒していった素地をつくる上で重要なものであるといえる。

「大磐君御一代略記」(平田鐵胤撰著)によれば、「文明三年癸卯儒家中山菁莪先生ト云人ニ随テ漢学ヲ始メ玉フ八歳」天明六年丙午叔父柳元老ニ從テ医術ヲ学ビ玄塚ト称シ玉フ十一歳「寛政二年庚戌元服シテ実名胤行ト称シ玉フ十五歳」とある。これら幼少の事跡はとくに決定的な資料に關くことから、「略記」によるこの記事に対しては事実と異なるという疑問も出されてはいるが今日必ずしも全面的に否定されるものではないと考えられる。「伊豆園茶話」二八之卷(明治二十三年・石井忠行稿)には西宮瑞斎による「平田先生の伝」が収載されている。そこでは「先生幼にして漢籍を中山菁莪に受け又某に随て軒岐

の術を学ぶ」十二三歳にして清義の門に在るや其儕輩之を嫉妬し相謀りて議難を構成し強制圧抑せんとす先生弁論頗る當を得るも衆々囂々理を以て敵する能はず彼が為に圧伏せられんとするに至る先生忽ち奮怒眼光炯々頭髮尽く立つ衆少年畏れて已む其の幼にして英剛の氣象ある蓋し此の類也と云う」というから、正に性行は質実豪氣で才覚は生米ながらというものであったといえるだろう。やがて江戸に出て刻苦勉強を續けて和漢洋の書籍を讀破して、生涯を學殖にうずめていったことは周知のとおりである。その後も學問に心血を注いで同家の濫與を究め、遂には皇朝古道學の泰斗をなすに至り、一貫して敬神崇祖の道を説いた。特に自らの敬神生活は内外に知られるほどのもので、「每朝神拝詞」を始めとしてこれを実践していたことは「氣吹合日記」にもみえているところであり、この内面的生活は勿論神道説に深く結びついており、思想と実修が表裏一体となつていゝものであった。「玉粹」は「每朝神拝詞記」の注釈書にあたるものだが、究めて詳細な論述で、篤胤の古道學と神道的実践を吐露するかのものといえる。「神拝詞記」によるところは、宣長の「每朝神拝式」を参照し自説を加えたものであるといふことは既に指摘されているが、篤胤の「神拝詞記」では、祖靈神拝にあたつては特徴的なひとつとして強調されるのである。ここでは、人の死後の靈魂は不滅で、我々の目にこそ見えねども現に存在している。さらに人の靈魂は即ち神にはかならないとされる。このことは「靈能真柱」にも述べてある如くとして、人は死してやがて神だによつてその如く幾つにも御靈が分かれることができるもの、であるとする。従つて、これがひとえに靈魂は神となる所以であるといふ。つまり、このような幽冥界の考え方もまた、「神拝詞記」にみられる神思想の背景にあるものとみてよいだろう。

恐らく篤胤自身もまた自らの神性を何らかに有していると考えていたことは、この「每朝神拝詞記」「玉粹」に按に窺えまいか。

これらの著述からは、人が死して後靈魂は即ち神であり、祖靈もまた神靈にはかならないとするもので、これら神靈に対する礼拝の実践は父母に対する孝養を尽くすように、子たるものは「この身は先祖の神主」と心得て、「父母はわが家の現人神」と仰ぎつつひたすら朝夕に

斎き祭ることが人の道の初端である、という。これらは日本人の祖先がつきつめると皆、神統譜をひくものであることを意識しての見解にもとづいているものと思われる。

篤胤によれば、神道は人間本来の性情にもとり、神に直接する人間靈性を發揮することにある。そのためには神習うことであるといふ。靈能賦与の靈性は万人に普遍の本質として妥当するもので、神ながらの古道を実修することに繋がる。この道はまた、靈能賦与の靈性により人の内面に根拠づけられながら、實際は「五徳説」による徳業を行うことに依つて為されるというものであった。このようにみえくると、篤胤の「西籍概言」でいう出口延佳・山崎闇斎などの神人合一と称する神道説を宋儒の説をとり込んだ妄説と厳しく非難しているが、その根底にある人の本性につながる神性観とはまったくかけ離れていると言ひ難いのではないだろうか。

さて、伝記上の篤胤自身は師とした本居宣長に夢中で入門を許可されたり(享和二年春)、著述書見にかかつては二、三十日も昼夜寝ることとがなく、疲れた時は三日も五日も飲食をせず伏し、目覚めると元の如くであつた(服部中庸書簡)。晩年、国許退去命令により帰郷の途次、秋田領仁良川に逗留では領民に家伝の秘法により医術を施し評判となり、篤胤の揮毫した書を飾っておけば病人が治るとか魔除けになるとかいわれて筆跡所望者が後を絶たなかつたとされるなどは、凡庸なるものでは凡そ為し得ないことである。勿論、大成するには努力もさることながら、生来的な素質もあろう。後々、偉人と称される人物であるから、こうした事跡が特に強調されて語り継がれるのはむしろ当然といえる。偉行性は普通人では為し得ない特殊能力といつてよいのだが、これらの多くは一般人々と比較された上で成り立つものである。篤胤のこうした偉行は、篤胤が思想構築してきたものと、本質的にもつと思われる「神性」性と無関係ではないのではなからうか。辞世とされる「おもふことのつも神につとめをへすけふやまかるかあたら此世を」とか、「雲となりあるは雨ともふりしきて神代の道に身をや尽さむ」などの歌は、いうまでもなく篤胤の心底からでた思惟そのものを披瀝するに足るものであるから、如何に神意を重んじ、それを体現

していたかが窺えまいか。人にしてみるならば全てに完全無欠なもの
は有り得ない。篤胤もまたその点では同様で、学問的には篤胤の諸論
考の誤りも指摘されているが、それをもって神と祀るには能わず、と
いうものではない。これが神道の神観念と他宗教と異なるひとつであ
ろうが、人を神に祀る思惟の根底には、神性があると考えていいのでは
ないだろうか。篤胤は特にそれが強く内在していたものと思われるの
である。

篤胤が事實上で神とされたのは、西宮瑞奇の「平田篤胤伝」による
と、「弘化二年乙巳三月白川神祇伯主より其一世の学業を称して神靈能
真柱の謚号を贈られ文久二年壬戌正月改めて霊社号を贈らる」とい
うもので、弘化二年の時点で確かに霊神号が与えられたことになる。つ
まり、ここにおいて公的認知の許で明らかな神性を顕在することにな
ったといえる。文久二年に「改めて霊社号を賜る」という前年には、
埼玉県所沢市下新井の桜木神社で境内摂社として秀枝神社を建て、こ
こに神霊真柱大人命を祀った。これが篤胤を祀る神社として事実上の
嚆矢である。秀枝神社は神社といっても石祠というようなもので、
副祭として水月庵服部大人命を祀るとされる。その後、慶應三年には
長野県下伊那郡山吹村に東曆・真淵・宣長・篤胤の国学四大人を祀る
本学霊社ができた。明治九年には静岡市の当時、国幣小社浅間神社の
本社として国学四大人を祀る玉鉾神社が建てられ、その一柱に篤胤が
合祀された。この他には伊勢松坂市には本居神社が創建されるが、こ
の主祭神である本居宣長と相殿に平田篤胤が祀られている。さらに岐
阜県中津川の神明社にも学神として国学四大人が合祀されており、勿
論その一柱に篤胤大人がいる。いずれにしても嚆矢とされる秀枝神社は
篤胤没後一九年目であり、その後こうした形で祭神として祀られては
きたが、本社的主祭神として、または単独一神としての祭神ではない
こと、さらには氏神として所謂鎮守社の形態をとるものではない。

明治八年、東京本所平田邸に篤胤を祀った平田神社は、その後平田
家の移転に伴い、現在は代々木に鎮座している。これは邸内社として
祀られた、謂わば個人祭祀、祖霊祭祀といってよい形態であった。東
京平田神社は明治十六年に正式に宗教法人となる。ところで篤胤の生

地である秋田に篤胤を祀る神社ができたのは明治十四年であった。『羽
陰温故誌』には「平田神社／明治年特旨ヲ以テ平田神社ノ号ヲ賜フ／
明治十四年八月創立／依之公園地内へ社宇構造スル」、「同（明治十四
年）八月同志卜謀リ一祠ヲ創設シ以テ平田篤胤先生ヲ祭ル之レヨリ先
朝廷先生生前ノ功勲ヲ追賞シ特ニ位階神号ヲ賜フ」ということであつ
た。初め八幡の目吉八幡神社の境内に祀られたが、明治四十二年には
佐藤信淵を相殿にして彌高神社と称し千秋公園に遷座した。

平田篤胤はこのように没後においては確実に神格を有した祭神とし
て祀られてきた。そこには、これまでみてきたように祖霊社に近いも
のから、例え独立した一社の主祭神に祀られなくとも、そこには確実
な祭祀と人々の信仰や敬慕の跡形がみられる。即ち、これらは全て篤
胤を神として祀ったもので、篤胤自身が自ら神となつたものではない。
だが、篤胤の場合その思想心底において強調されるような、人におい
ても神性を有するという観念が大きく作用していたと思われる。篤胤
による幽冥界思想の一部にその考えがあつとみられるのである。ただ、
明治以降の政府によって人神祭祀神社の創建がさぶる顕著にみら
れ、公共性をもつ祭祀が行われてきたのも事実である。彌高神社とし
て祀られた篤胤の時にもその傾向はみられなくもないのだが、もつと
根本的に神観念の問題が横たわっている。神道ではもともと自然が神
であり、人間が神であり得るという信仰を持ってきた。人を神に祀る
ことは何も篤胤が初めてではない。人神祭祀の神社は相当数みられるが、
それぞれ祭祀の過程には個々の歴史がある。またその個別の信仰もあ
る。しかし、不特定多数の信仰を恃む神社に祀られる人神はそう多く
はない。ここに篤胤が神社祭神として祀られてきたのは、あり得べく
したことでなかったかということである。つまり篤胤古道学では人
本来の持つ神性を具現すべき神習うことがこうした人神祭祀の基底に
繋がるものと考えていたのではなからうか。畢竟、篤胤の神性は
そこに由来するのではないか。

註

*1 柳田國男稿「人を神に祀る風習」をはじめとして幾つかみられるが、上田賢治稿「神と人」神道に於ける神観念と人間祭祀の問題——「神道神字」昭和62年・大明堂」は、この信仰は成立上の制約を指摘しながらも早くは平安初期から中世を経ても存続してきたことを指摘し、人間を神として祀る歴史的問題点を論述している。これらに強い刺激を受けたながら、人神祭祀の一部分も考えてみたい。

*2 「郷土を救った人々——義人を祀る神社——」（昭和56年、神社新報社編発行）の解題に分析されているところである。

*3 筆者には「神性」という言葉は厳密に定義することはできていないのであるが、本稿が意図するところで他に適切な言葉を見出せなかったものである。従って敢えて用いさせて戴いたが、ここでは凡そ神格を有するための基礎的な性質というような観念で受け止めてもらいたい。尚、他日を期してこの問題にも考察を続けたい。

*4 人物叢書「平田篤胤」（田原副郎・昭和46年・吉川弘文館）、「大聚平田篤胤傳」（伊藤裕・昭和48年・錦正社）、「神道大系」平田篤胤、解説藤田純一稿（神道大系編纂会）。

*5 神道大系本の「平田篤胤」でも、伊藤裕説によつて「御一代略記」の記事を、特に出資する二十歳以前の事情の事跡について疑問視している。

*6 西宮瑞希は舊て秋田藩校明德館詰支配役であり、明治天皇の東北御巡幸の際に天覧に供するために篤胤に関する調書が作られた時の行文措字を修めている。瑞希は「篤胤性行調査書」に深く関係したのであるから、この「平田篤胤之伝」は注目してよい伝記である。

*7 三木正太郎著「平田篤胤の研究」（昭和44年・神道史学会）「神道思想と信仰生活」によると日常敬神の生活心構えは毎朝神拝詞によく現わされているとみて、それらが門人へも周知にゆき渡つたいきさつを考察している。これによつても篤胤の敬神が端なる自らの信仰生活ばかりではなく古来からの神習の顕現であることが知れる。

*8 「神道玄妙論」によるところでは、宣長の説とはは変わらぬものであるが、篤胤はさらに人は至善の性に従つて行動すべきことが必要として、これが道徳的な教えを必要とすることが説かれる。

*9 「大聚平田篤胤傳」では、近世事情下の中にあつても篤胤の没後の葬送を神式に近い方式で行つたことを明らかにしている。このことは篤胤の思惟が本義的に具現されたものと捉えてよいのではないだろうか。神葬祭が幕末に澎湃として起こる上で、また神道祭思想でも人が有する神性観と無縁のものとはいえないだろう。

*10 「伊豆園茶話」による「篤胤伝」を上げる理由は既に述べたが、同様に「大聚君御一代略記」にもみえることは既知のことである。

*11 詳しくは、本所報第一号に「平田篤胤大人を奉斎する神社」として収録してある。同書を参照いただきたい。

*12 こうした傾向は近世の義人祭祀神社の成立とよく似ている。

*13 明治三十六年成稿・近藤源八・第八冊南秋田郡之部所収「同志と謀りて」というのは秋田の平田神社創建者の一人であつた羽生氏熱の略伝中にみえるものである。

平田篤胤大人の性命観

——むすびと人の出生及び性命——

正井勝人

一、出生の概要

平田大人の幽顯論や死後の靈魂の行く方を取り扱っている論文は、比較的多く見受けられるが、人の出生を通しての性命観（靈魂観）についての論文はあまり見かけない。そこで、幽顯論や死後の靈魂の行く方については他の論文にゆだね、ここでは人の出生を通しての平田大人の性命観について眺めて行きたい。

平田大人の人の出生についての記載は、他の幽顯論や靈魂の行く方などの記載と比べると、比較的に少ないように思う。誕生は顯世への出発点であるから、このところが不明瞭であると、例えば「俗神道大意」の次のような記事は概略了解しても其の意義が解明しない。

扱吾々も神の産靈の御靈に依て、生れ出たる物故に、各々某々におのづから神の道が有て、それは神と君と親を敬ひ、妻子を恵むなどを始め、儒者のいはゆる五倫五常の道は、生れながらに具つてある故に、それなりに曲すゆがめず随ひ行くを、神道に随ふとは云ことぢや。（全八巻——一四頁）

さすがに大意のだけあつて、これなどは比較的でしたが、「鬼神新論」の左の記事などになると少し難解である。

天津神の賦り賜へる人の性にて、則これ其の道なり。（全九巻——三五頁）

人の出生についての平田大人の論は、「古史伝」と「靈能真柱」にはほぼ同じような文章で説明しておられる。

まづ人の生れ出ること。父母の賜物なれども。その成出る元因は。神の産靈の。奇しく妙なる御靈によりて。風と火と水と土。四種の物をむすび成し賜ひ。それに心魂を幸賦りて。生しめ賜ふ。

ことなるを。(全七卷一六五頁)

これは「靈能真柱」の文章である。この「父母の賜物なれども」との箇所を、もう少し詳しく「古史伝」では次のように述べておられる。人のかく現世に生ずることは伊邪那岐、伊邪那美二柱大神の、事始め給へるより次々に、誰教ふとなく、自然のごとく伝へ、米つる道にて父母の賜物には有れど、其本を云ときは、二柱の産巢日ノ大神の、産靈に頼て成り出ることなる。(全三卷一七二頁)

さらに「靈能真柱」では先の文章に続き、「四種の物」を説き、次のように述べておられる。

死ては、水と土とは骸となりて、頭^{かぶた}に存在^{そんざん}するを見れば。神魂^{かみたま}は風と火とに。供^{とも}ひて。放^{はな}去ることと見えたり。(中略)此は、風と火とは天に属^つき。土と水とは地に属^つべき理の有るによりてなるべし。またタマシヒは、「玉奇火と云ふことなるか」とも記し、事実^{じじつ}に徴して風火水土と人の身体及び神魂との理りを、さらに續けて説いておられる。

人活て居るとき、呼吸^{こそいそ}は、これ風に非ずして何ぞ、伊邪那岐命の御氣に、風の神は生ずるを思ふべし、また人の體のかく、温暖なるは、火に非ずして何ぞ、また體の潤滑^{うる滑}は、これ水に非ずして何ぞ、骸を理みて何物にかはなる、土に化るに非ずや、(全七卷一六六頁)

この「四種の物」と人体との関係については、「古史伝」も同文なるが、金のことについて、次のように書き足しておられる。

ただ金に受たるは、何物と云ふこと知られ難きが如くなれど、決めて骨なるべくぞ思はる。然るは骨は人體の柱とある事の、彼御戈を国土の中心と爲し給へる事に符ひて思はるればなり。(全一卷一二五〇頁)

「古史伝」に於ける、人の生出についての右記に類する説明は、二箇所所有。一箇所は二十三段の大国主大神の条であり、平田大人の幽冥観がここにまとめられている。事の序でに云えば、二十三段の幽冥論の記載と、「幽顕辨」(全補二卷所収)とは、ほぼ同文章であること付記しておく。

そしてもう一箇所が、十二段の末、五元神の条である。平田大人はこの五柱の神の条で、もともと五柱の神の御徳は伊邪那岐、伊邪那美神の大御身に具はれるところのものであった。が、国土を成し覚え、青人草を生成したまえる世となりては、あらゆる万物に変化して、青人草の化育の用をなすため、その御徳は五元と分かれ、次々と化出ねばならぬ幽き理の存することであつたと述べておられる。そしてさらに續けて

然れば、彼ノ五柱の神等は、その物の分れ別る間に、其ノ物に因て生出坐し、某々に持分て、掌給ふにて、其を一つに都ては、伊邪那岐伊邪那美命の御神徳につづまり、其ノ本を求むれば、女男二柱の皇産靈大神の神靈に止まり、(全一卷一二四六頁)

と五柱の神の位置より求心的に説明を展開し、皇産靈大神へとつづめ、次いで一転して今度は拡散的に説明を展開して、次のように説いておられる。

なほ風火金水土の神たちの、その向々枝々を掌給ふ神たち多く、其御神徳の、千ちとなり萬づと爲り、天地の間に充満て、至らぬ限なく、世に成り出る物の限り、その御靈に洩る事なき故に、悉く此ノ理を推て、其ノ大概の知られざる事なきは、最も妙なる物ならずや。

この「世に成出る物」の中には、青人草も含まれていることは言うまでもあるまい。

ここまでを要約してみると、人の出生は、伊邪那岐、伊邪那美二柱の神が始めたまい、自然と伝えたまうた夫婦の道により生出るもの故、父母の賜物には違ひなれど、その元を尋ねてみると、神の産靈の作用によって、風火水土と四種の物をむすび成して、その身体に心魂を賦与されて生まれてくるのである。(但し、「古史伝」では、金を骨と関連させて加え、五元とされている。)

しかし、これだけでは「鬼神新論」(全九卷一八八頁)等にある左記の意味が、今ひとつ明瞭ではない。

抑々人の生れながらにして、誰も誰も鬼神を敬ふ事を知るは、これ天津神の命せ給へる、いはゆる性に、則道なるを、

天津神の命せとは何か。性とは何を意味するのか。道や命や性はどうか。関わっているのか。何故生まれながらにして鬼神を敬う事を知っているのか、などなど。

二、「一元の氣」について

平田大人在、人の出生の幽理を詳しく述べておられるのは、『太史古易伝』第二十、二十一一段の本命篇においてである。他には『本教外編』であるが、この書については小林健三氏著『平田神道の研究』（一九九頁）の中で、「自筆稿本の本教外編は、本教余言あるいは神祇妄説集といった程度のもので、あくまでも参考の資料としてメモしたものであり、本教外編下の表題には外編の二字を消して「自撰策」と訂正している。」とされ、しかも「公開すべき性質のものではない。」とし「未許他兄とする秘本の草稿であつて公開しなかつたメモを、著書のように表現するのは、いささか用意に欠ける点なしとしない。」と書かれている。よつてここでは、小林氏の説に従い、『本教外編』にも記載ありとの指摘のみに止める。興味のある方は一覽されたい、参考になるものと思う。

平田大人はこの本命篇について、次のように説明しておられる。

此の章は人の本命本性を賦し得て。生死ある事の原を伝へし古説なる故に。篇名を本命篇とは言へり。（古史古易伝、全十四卷一百一頁）

以下、この篇の記載に従い見ていくことにするが、話は単純ではない。

然るは実微より之を言はむに。母胎に固より其の種子有りて。活動の機こそ無れ。自然に男女の分定れるを謂ゆる構精の時に。天の分靈を父より伝へて。母胎の種子に授く。是謂ゆる一元の氣にて性命の本なり。（同右、全十四卷一百一十二頁）

この場合「自然に男女の分定れる」とは、前掲の『古史伝』記載「誰教ふとなく、自然のごと伝来つる道」と同じ。ここでの特色は、「天の分靈を父より伝へて」にある。そしてその分靈は「一元の氣にて性命の本なり。」とある。この記載に従つて厳密に言えば、一元の氣は性命

の本であつて、性命とはまた別のものとも受けとれる。

我人ともに其體を成す時に、五行の質は稟つつも。彼本命の謂ゆる一を得ざる限りは。五常の性（しやう）と形（かたち）れざるを。其の真一入りて始めて心性成る義なり。（全十四卷一一一頁）

人が母の胎内にて體をむすぶには、「本命の謂ゆる一」を得ざる限りはむすばれず、真一を得てはじめて心性が成るといふのである。ここで云う「五行の質」とは風火金水土の質であり、五常の性とは仁義礼智信の五徳をいう。したがつて五行の質をむすびて形體は成り、五行の性に因りて五常の性は具はるものとする。が、先ず真一を得ざれば総べてが成り立ちようがないといふのである。また、

道に分りて始めて命あり。命に資りて性形はる。故に命、若性之始と云ひ。命定まりて發生し。其化窮り其の數尽て死に至る。故に死、若性之終也と言へり。（全十四卷一百一十四頁）

ともある。今までの内容からすると、「一元の氣」も「命」も「性」も同じものではなく、順序から云うと、先ず「一元の氣」があり、次いで「命」があり、そして「性」とあらわれることがわかる。しかも、前掲の二文章より、「道」と「一元の氣」とは、同じ意味らしいことがわかる。さらに別の箇所では、そのことについて次のように述べておられる。

精眞の元氣分りて各々某々に賦し得たるを本命と謂ふ由にて。精神を錫はる事もまた此の中に有る也。（全十四卷一一〇頁）

この場合の「精眞の元氣分りて」も「道分りて」も「一元の氣」と同義である。では一体何を意味するのか。それは「赤黒太古伝」に抑是道中なる、象物と稱し、精眞と指たる物は、即ち上皇太一にて、天地万物を中出せる、最初の天神なれば云々。（全八卷一三六頁）

と述べ、「彼上皇太一の元氣」とも説いておられる。そのことは「赤黒太古伝」の上皇太一紀を見れば明らかであり、上皇太一やがて天之御中主神としておられる。従つて、「天の分靈」と云い、「一元の氣」と云うは、天之御中主大神の分靈と云ふことになる。ただこゝで注意すべきことは、『古史伝』等に「産靈大神の靈性を、分賦賜へる」（全

二一七二頁)等の記載をよく見受けるが、この天之御中主大神と産靈大神との御関係については、同じく『古史伝』(全一卷一三三頁)に

天之御中主ノ神は、二柱ノ皇産靈ノ神より前に、始、なく御坐し、女男ノ御徳を兼有ち、爲こと無し、産靈ノ根原を司給ひて、寂然に坐まし女ノ男産靈ノ大神は、其神靈に資て生出坐して、産靈の徳用を分け給ひて、天地も何も、此二柱大神の、産成し給へる事と思はるる

ともありて難なきも、さらに言えば、天之御中主大神の御徳の説明において、平田大人在が玄学の中でも特に重要視された文献がある。それは『中山玉眞経』である。『赤泉太古伝』にも『古史年曆編稿』等においても記載し、『神代略系譜』にいたっては、『古事記序文』と対にして左右に掲載されている。平田大人の天之御中主大神論を知る上でも、重要な文献であるので、少し長いがここで引用するのも無駄ではあるまい。

夫レ太一真君ハ。是レ北極大和ノ元神也。神通变化。北極紫微宮ヨリ。天地ノ間ニ經過シ。万物ヲ慈育ス。天ニ在テハ則チ五象明ナリ。地ニ在リテ則チ草木生ス。人ニ在テハ則チ神識靈ナリ。鑒ニ在テハ五行察ナリ。化ニ在テハ四運変ス。之ヲ聽トモ聞エズ。之ヲ視レトモ見エズ。之ヲ搏レトモ得ラズ。故ニ之ヲ玄ト謂ヒ。之ヲ象ト謂フ。是ニ知ル。道ハ真正ヲ以テ玄関ト爲シ。專精ヲ要路ト爲ス。此ニ倚ル者ハ。則チ通セザル所無シ。(全八卷一三七五頁)

この文に続けて『赤泉太古伝』では「是太一の玄徳の大なる謂を曉るべし」と云われ、『神代略系譜』においては「是雖外蕃之古説。以能足補翼我皇國之本伝耳。故採而記之。」と記しておられる。

前文の「産靈の根原を司給ひて」とあるを、合せ考えれば明瞭であろう。ここに平田大人の特色がある。

三、性命における「命」について

前掲『太昊古易伝』の文章「精眞の元氣云々」に続けて、平田大人

は「命」の字を説明しておられる。

制字の原は上たる人の口より言を出して、下たる者に令するを云ふ言なるを、引伸して天に受得たる性命の事に用ひて、其の人一世の吉凶禍福の事にも用ひしなり。(全十四卷一百十頁)

さらに『鬼神新論』には、
都て世中の事物、また人の性も、天津神の賦命せ賜りしものに

とあり「賦命」の字と訓に注意されたい。また「天命」と記載されている箇所には、アマツカミノオホセと訓づけをされている。これらによると、精眞の元氣より分かれた一元の氣とともに、同時に天津神の命をも付加し賦与されるものと解される。いわば天命と云い、使命と云い、運命とも熟される「命」をである。

この天命については、少し気になることあり。それは『古史伝』二十九段、御倉板堅之神の次の文である。少し長いが引いてみる。

下に、大國主ノ神の、須佐之男ノ大神の、天之沼琴を取て逃返り坐しも此謂に因る事にて、須佐之男ノ命の、国土を作り固たまふべき御魂を承賜はり給ふ御所爲なり。また此神のうながせる、瑞の八尺瓊を披て、御係ノ命に奉り給へるも、現事顯事を譲り給ふ御しるしと、残し給へるなり。さて人の魂を多麻と云ことも、是より出たる言なり。其は産靈ノ神の、産靈の御魂を、瓊矛に託て、二柱ノ神に賜ひ、今また伊邪那岐ノ命の、御霊の御魂たる御瓊玉を、大御神に賜へるを思ふに神も人も、産靈ノ神、伊邪那岐、伊邪那美二柱ノ神の御魂に依て、魂をも託てかく生り出たる物にて、身にとりては、魂ばかりやことなき物のなき故に、うち任せて、魂を多麻とは云ならし。(全一卷一三六五頁)

これらの事跡は、いずれも御職掌を命ぜられるか、それとも御譲りになられるかの時のことである。この引用文で見る限り、御徳を御譲りになる際、自己の分魂をその御壁に託し、詔命とともに御譲りしておられる。「神も人も、産靈神、伊邪那岐、伊邪那美二柱神の御魂に依て、魂をも託てかく生り出たる物にて」との表現は、人の出生に際しての分魂賦与とも関連があるような表現にも受け取れる。それ故に「身

にとりては、魂ばかりやごとなき物のなき」となるのではあるまいか。では、その「命」をどのようにして定め賦与するのかと云うと、

抑人の定命はも。天皇祖神の爲こと無して爲賜ふ。易威五運の旋機に資りて。人々に自然の如く稟得る道にて。其の中に謂ゆる遭隨の二命あり。且先世の報応にも係り。造化主宰の冥處にも得任せ給はぬ事と。古人も既に論へるが如し。(全十四卷一百十四頁)となる。ここで留意する点は、「玉機」に於いて「天地神明に應ぜずはなし」を説明されている箇所、よく腹の中に叩き込んでかかる必要がある。

老子の語に。人ハ天地ノ氣中ニ生ジ。動作喘息皆天地ニ應ズ云々とあるは。信に金言にて。天地ニ應ズとは。天地の神明に應ずる義なり。其はかく生れ出し身體識神。固より神の産靈の賜物なるに。天地の造化に養はれて。呼吸動作を爲なれば。言行心意悉く。呼吸と共に。天地の神明に應ぜずと云ふこと無き道理なる故に。此皆自然之符也とは言へり。(全六卷一〇五頁)

これによれば、人は常に神々の御徳を受け、神々の氣の中で生活していることになる。つまり人の言行や動作さらには心意の内までも御見通しであると共に、人は天地自然の氣、神々の御徳に自然と應じつつ生活していることとなる。このところを頭に入れ、見てみると「易威五運の旋機に資りて。人々に自然の如く稟得る道」というのがわかる。但し、ここに云う「天地の氣」あるいは五行の氣と、先に出てきた「元氣」あるいは「一元の氣」とは、違うものであり混同してはならない。

抑命性は胎中に定まり。生死は形象に見はる。命性は幽深にし生死は著明なり。人の生々五行の発動に感じて以て形を成すが故に生氣に感ずる有り。壯氣に感ずるあり。衰氣に感ずる有り。その節序に従りて変化窮り無れば。人の稟受また定準なし。然れば人の命に長短あるは。其の感ずるところの生壯老の數に依りて。其の初稟の時に定まる物なり。(中略)分道命性その氣候に應ずること疑ひなし。(中略)人また其の用意なくは有べからず。構精の節生育の時に当れば。命性正しく長寿壯健なること。草木の節季に

應ずるが如く。もし其の節衰葬の時に当れば命性その氣に感じて。短折怯弱なること。時氣に應ぜざる華実の如しと云へり。信に此の説の如く。男女の構精やがて分道の時。生子の本命定まる時なれば。人の父母たらむ者は、慎みて其時を慮らずは有べからず。(全十四卷一二三頁)

「太皇古易伝」の左記文章は、「自然の如く稟得る道」の内容を端的にあらわしている。人々は五行の発動による天地の氣に感應して、生々化育していく。その天地の氣は季節の移り変わりと共に千変万化窮まりなく、したがってその天地の氣に應ずる人の稟受もまた定準はなく、つまり人の命性もそれ故に異なり、人の寿命とてその範疇の外にあるわけではないと説いておられる。

「男女の構精やがて分道の時。生子の本命定まる時なれば」とあるは、誕生の時ではなく、分道すなはち父より天の分靈を賜わった時であり、その時の本命は生前の本命である。そして誕生の時に受ける易威五運の旋機に應ぜし本命は、生涯の本命とし、彼此ともに本命と称するに難なく。彼此共にあひ通じて心得ずば有まじき物なり。(全十四卷一百十五頁)と述べておられる。

「命」については、今少し見たきことあり。それは「司命」についてである。「古史伝」に「司命ノ神のこと、猶熟考るに」と述べられ、次のように説いておられる。

伊邪那岐大神なるべく聞え、司命と云ふことも、彼大神の、一日に千五百産屋立てむ、と詔給へる趣に思合され、後に神祇官に齋き祀り給ふ。八神の中なる、玉積産日、生産日、足産日、三神は、必司命の神ならむと思ればなり。(全一卷百六頁)

同じく「古史伝」(全三卷一三七頁)に産日の三神を説明されている箇所がある。

伊邪那岐大神の、謂ゆる司命に坐ます神靈を三柱に斎ひ給へるにぞ有ける。其は皇美麻呂命の御命を、長く留むる方に幸へ賜ふ御靈と、生居ます方に幸へ賜ふ御靈と、満足坐す方に幸へ賜ふ御靈と、三つの御靈を、此時かく御名づけ坐て、三座に別祭り賜へるなり。

「司命」の具体的な内容がよく分かる。さらに「司命」については「赤黒太古伝」に詳しく説かれている。

謂ゆる理命之室は、十洲記に、金玉瑠璃宮有り。三天ノ司命所治之處。と云へる宮なるが、三天司命とは、三天太上天道の命を承て、此宮を守護し、かつ其ノ生△の事を行ふ、真宮の號と聞えたり。

(但し其司命の職たる神真是、疑なく青真小童君にて云々) 然るに其ノ太上天道君、やがて伊邪那岐ノ大神に坐して、此ノ島にその幽宮あり。(中略)伊佐奈伎ノ神社と有るは、乃其ノ幽宮の存せるにて、神功畢て、まづ此宮を構りまし、其ノ御霊を長に隠し留めて、其本體は天上に昇り、報命して、仍日之少宮に留宅給へる伝へなれば、今の謂ゆる理命之室。金玉瑠璃宮。と云ふは、是ノ幽宮なること疑無し。(全八卷一四四六頁)

この文章に「報命」とある言葉は、「命」と多いに関係する言葉である。よつて伊邪那岐神を例に説明すると、先ず皇産靈大神が修理固成の詔命を天瓊戈に託し命ぜられた。それを受け伊邪那岐、伊邪那美神は神功を遂げられる。そしてその「命」に従い仕事をなし畢えた旨を、皇産靈大神に報告される。それが「報命」である。従つて「命」を賦与されれば、それに基づき「命」を果たし、その旨を報告して初めて完結することになる。当然の如く報告するには、その「命」がどれほど果たせたかが岐れ道となる。それ故に平田大人は「毎朝神拝詞」の中で、

罷れる後の魂の往方は、定のまにまに。産土神等事執給ひて。一向に幽事知する大神の御許に参り仕奉らしめ給ひ。大神の御後に立て天上に復命白さしめ給ひ(全八卷一六三七頁)

と、毎日神棚に額づきては祈白されているのである。

話を「司命」に戻そう。『赤黒太古伝』において、前文に続けて産日の三柱を説明し、さらに

然れば理命と司命とは同義の言にて、人の生命を司理せしめ給ふ幽宮の義なること著し。(全八卷一四四七頁)

と述べておられる。これと同じような文が「黄帝伝記」(全八卷一八一七頁)にもあり、そこでは「人の生命を司理せしめ給ふ」との文が、

「有ゆる人種の性命をも司とふ古説なり。」とある。「生」の字を辞書で見てみると「性に通ず」とある。従つてここでは「生命」も「性命」も同義と見てよいだろう。すると、人の「命」を司理し給う中心の神は伊邪那岐大神であるということになる。この伊邪那岐大神については、「天朝無窮曆」(全十三卷一一三頁)において

天皇大帝と申すは。即天皇氏の。世間の万の道をはじめ置きて。天に昇らしし後の名にて。(中略)是やがて伊邪那岐ノ大神に坐しと説いておられるが、伊邪那岐大神は青人草の始祖と坐し、夫婦道の始めと云ひ、五元神への御徳分けと云ひ、今また「世間の万の道をはじめ」給うと云ひ、すべて青人草との関わり深くまうこと言ふもさなり。またこの大神の御徳の広大さをも思いやるべし。さすれば人の「命」を司理し給う、大元の大神にましますこと、自ずから永解せん。さらに突つ込んで言えば、前文の「但し其ノ司命の職たる神真是、疑なく青真小童君にて」の箇所をさらに説明して、

(青真小童君) 天皇大帝の御手に代りて、後聖の真人と為べき者を、その聖周万変、環朗洞照なる、真俊の身に、玄鏡圓鑒して、彼ノ女生△を賜ふ職なり。是を以て、大司命とは申す也。(全八卷一四六〇頁)

と『赤黒太古伝』に説かれている。やや難解であるが、ここでは天皇大帝つまり伊邪那岐大神の御代命で、青真小童君つまり少彦名大神が、後聖の真人となるべき人の「命」を司理しておられると云うことが分かればよい。では後聖の真人たらざる一般人はと云うと、その御代名は大國主大神が司理されることになる。このことについては、死後の魂の行く方とも関連して言いたきこと多かれど、出生に関わることにのみして、賢察を願ひこれにて止めておく。

四、性命における「性」について

「性」については「古道大意」の中で次のように論じておられる。其元は、皇産靈神の御霊に因て、出来る人じやに依て、其真の情も直に産靈ノ神の御賦なされた物で、大故に是を性と云ふ。(中略)人間に生れると、生れながらにして、仁義礼智と云やうな、

真の情が、自ら具つてゐる。是は天つ神の御賦下された物で、則ち是を人の性と云ふ。此性の字は、うまれつきと訓む字で、扱夫ほどに結構なる情を、天津神の御霊に因て、生れ得てゐるに依て、夫なりに偽らず枉らず行くを、人間の真の道と云ふ。(全八巻一六九頁)

また「古史伝」の中でも説いておられる。

さて人の性は、産霊ノ大神の靈性を、分賦賜へる物にし有れば、元より至善しき云々。(全三巻一七二頁)

平田大人は「性」と云う字に、諸書でサガ、マゴコロ、ウマレツキと訓しておられる。うまれつき有している情とも真心ともいふべきもので、本来「至善しき」ものである。そして「性」は、「命に資りて」あらわれるものであり、

性も天命の徳に資りて性たる故なり。(道の大原より云ふときは、五行の性もまた皇天の命に頼りて成る。)(全十四巻一二二頁)

と述べておられる。性もまた天津神の御徳に洩れるものではなく、天命に基づき形成される故に、性たり得るのである。

そして「命」が人それぞれに異なるように、「命」の徳を受けてあらわれる「性」もまた、天地の氣を受け異なるゆゑを、「玉擲」において真野時繩の説を引きつつ次のように説いておられる。

其ノ国その土地の靈の御徳は、各々異にして。人物動植みな其ノ神氣を得て産出す故に。地宜方物各々その性を異にす。産土ノ神はこれ土地の靈なるが。大八洲に各自の國ノ魂神あり。一國には國魂といひ。一処には産土ノ神と稱す。地勢方角に従ひて。其靈異なる故に方隅不産の物あり。人また容貌言語志氣の不同あり。是みな土地の神靈の寓する所ある故なり。(全六巻一二九七頁)

風土と云う言葉が表すように、個性とも云ふべき個々の性が、如何に産出されてくるかがよくわかる。さらに加言すれば、胎児の側には父母居て家族がいる。そしてそれらの人々もまた天の分靈を宿し、微々たるとは云え、胎児に神氣を発していることを忘れてはなるまい。さらに次の「毎朝神拝詞」の言葉も、「性」につき多に参考になるだろう。

高天之神祖の神之産靈に造給ひ。其御霊を分賦へる御末奴と爲て。其道好む性と令在給ふ事は。頓て神の如此使給ふ事となも思奉る。

「其道好む性と令在給ふ」の「令在給ふ」に心つくべし。「命」から「性」への流れがほのかに窺えるではないか。

また同じく「玉擲」に

大國主ノ神は。幽冥の事の本を。統領め給ふにこそ有。末々の事は。一國に國ノ魂神。一ノ宮の神あり。一処には産土ノ神氏神ありて其ノ神たちの持分て司たまひ。人民の世に在る間は更に云はず。生れ来し前も。身退りて後も。ほどほどに治め給ふ趣なり。(全六巻一二九八頁)

とありて、前文と合わせ、産土神達の幽顯通じての関与のほどが分かる。「生れ来し前も」ともあれば、人の出生をも司たまうこと必定といふべし。

したがって「太易古易伝」(全十四巻一九八頁)に易の本義を解し、易はもと人をして。理を窮め性を尽して命に順ひ至らしめ。之を断するに。義理を以て。従ふ所に使と感ざるが。其の本義なる。と述べられ、「性を尽して命に順ひ至らしむ」と、賦与の時とは逆行させて説かれている。また「三易由来記」には、易について次のように述べておられる。

天命を知ること。易の本旨たればなり。(全十四巻一二四三頁)

つまり易とは、易の理を究めて天命を知り、そしてその天命にしたがいて性を尽し生きる。その元の命を探り、まごころを以て行動するに、種々のことに惑わされずに、性を尽し命に至らしむところに易の本義があると説いておられる。従つて「都て道は天津神の命せ賜へる、真の性に順て尋めべき者也」(鬼神新論、全九巻一三六頁)となるのであろう。

これでは「精眞の元氣」も「命」も「性」も、その意味するところのものは明瞭であらう。では、それらは本来別々のものかと云うと、抑人の精神本命もと太極易威の元氣より分配し具はる物なれば、

(中略)人に取りては、本命やがて一なるが故に。(全十四巻一二

と云い、
（一一頁）

抑貞一また貞一と称ふは。人々各々天賦に錫はる。精神性命の総名にして。能く養ひ保ち守らむ人は。葛子の語の如き。神妙を見はす道なり。（全十四卷―一五七頁）

とも云つて、

天命やがて本命、本命やがて精神性命にて、一とは即その総名なる

とも云われている。「命」も「性」もすべて「一」に包含され、「一」と云い、「貞一」と云い、「貞一」と云うもすなはちその総名なりとしておられる。

そしてやがては「命」定まり、「性」あらわれて、

本命は男女構精して天地の氣に感じ。人を成せる元なり。其の氣もと陰陽の化するところなれば。剛柔の別あり。故に命定りて後に男女の形定まり性分れ成長して初て胎を出るを生と云ふ、（一二二頁）

或いは（全十四卷―一一八頁）

斯て其の一に感じて。五常の性始めて形はれ。漸々に象形を成すほど。凡そ二十七句。老子の謂ゆる脊の如きより躁に至り。象形已に成畢りて後。十月の數調ひて発生あり。（全十四卷―百十二頁）かくて人は誕生する。

天地神明の道に幽顕の別あり。其に參する人にし有れば。我人の上にもまた自然に幽顕あり。其は我も人も。其もと幽より出て幽に入れば。幽世ぞ我等が本世なるを。暫く寓に出たる顕世なる故に。母の胎内に在りし間はなほ幽世にて。出胎より後ぞ顕世なる。

其は生涯と云ふも。世に在る間を云へば。一世の本命は。生年の当卦をもて消息すべき道理なり。（全十四卷―百十八頁）

誕生それは、顕世すなはち寓の世への出現を意味する。そして賦与された性命のまにまに汚さず、曲げず、ゆがめず、賦与された真一そのままに生きることを神ながらと云うのである。

最後に「志都能石屋」記載の関連記事を抄出し、矢野玄道謹述の「太

初玄運魂魄分属図説」を掲載し閣筆する。

人の魂のからだに在るも。（中略）人の體に彌綸して居る物ながら。其うち頭首の脳髓が本で。（中略）それから脊髓と云て。背骨の中にも充ちてをる物で。此れに靈液と云物があつて。其中に自然に魂を含んで居るでござる。さてその脳髓脊髓に。盡く枝がさして。さまざまの細密な処へ行ては。信に毛のやうに成て。それで體中を織成して近く云はば。絲瓜の筋の如く。體に彌綸して居る物でござる。即ちこの筋を神經と云。なぜ神經と云ぞなれば。人の神氣。即ちたましひを含んである靈液の。往來する経と云のところで神經と名づけた物でござる。（中略）さて神經と云物は。（中略）體中至らぬ処なく充ちては居るけれども。其大本は。つむりの腦みそが魂の居処で云々。（全十四卷―四八一―四八二頁）其の脳髓と云うものは。又どうして出来た物じやと云に。其始めはまづ父母に受て生れ出で。その生れ出て後は。心の藏と申て。血の府が有て。（中略）夫から血が頸を伝つて。つむりへ上り。脳髓と相合して。靈液が出来るでござる。即ち腦は。靈液の宗源じやに依て。常に腦中に盈充て。夫より總身へくばり。神明不測の妙用をいたし。萬物に應じ。諸の務めをいたして居る云々（全十四卷―四八三頁）

脳と心臓との關係については、生田萬著「大學階梯外篇四之卷、魂の在処」に次のような記載がある。参考のために掲載する。

此「魂の在処」のことをも伺ひ奉りしに、師の御口授に、西洋人の説は、魂はもはら頂にありといへど、委しからず、心、臓と頂とは、正に魂の在処にして、往來昇降して、此「二」物の間に充られる物ぞと、御口授給へり云々（全一卷―三七頁）

（古神道仙法教本部長）

太初玄運魂魄分属図説

古(天地未だ成ざりし時に。高天原とて。謂ゆる天極紫微宮の上に。天之御中主ノ大御神と申す大神まして。その大御徳に因て。高皇產靈ノ大神。次神皇產靈ノ大神。と申す。男女二柱の大御神成り賜ひ。此を神漏岐神漏美ノ命とも。高天之加夫漏ノ命とも申奉りて。此ノ大神等の甚々奇異なる大御靈に因て。初て大虚に云ひ難き一物成り出で。後に分れて。其の清陽れる物ハ。棚びき登りて天ノ日ノ国と成り。重く濁れる物は。沈みともりて大地と成り。(世ノ人の、こは、御紀に漢籍に因りて。潤飾文をそへ給へりとのみ、一向に思ふハ委しからず、そは釈日本紀に因るに、固より假名日本紀なる古伝なるをや、いといと濁れる物の極みは。夜見ノ国とぞ成れりける。かくて高天之加夫漏ノ命はも。天地のみならず。有るゆる方の世界をも。又八百萬ノ神等をも。人種万物をも成々化々給ふ御事にて。日ノ神天照大御神さへに。朕が御祖と詔給ひ殊に月ノ大神は。朕が御祖高皇產靈ノ尊ハ。眞に天地を鎔り造し賜へる御功ありとぞ詔給ひける。又皇產靈ノ尊と申奉る御名ノ義と。古伝の事実に於ても。昭哲けき明徴あるを。先師等の委く説明されしが如くにて。古事記ノ序に。乾坤初分參神作。造化之首と見え。鈴屋ノ翁も。諸事の成りいづる本は。かみむすび。高みむすびの。神のむすびぞ。と。詠れたり。さはいへ。此ノ大神等の御上には。いまだ御交合に因る事にはあらざるを。多加と申す御称は。多加志。多加流。多支。多支津。多介。また多介支。多介志など活きて。自ら成余りて。雄々しく健く剛く。動き進て息ざる象を含み。加美と申すは。加備。加牟。加武流。久比。久布。久牟など活き通ひて。自ら成り合す。陰々しく静けく。柔和けく。謙下り。翁て争ハざる象をぞ含めりける。されば天ノ国は神ながらに。神漏岐命に肖奉り。大地及夜見ノ国は。神隨に神漏美ノ命に肖奉りて成りにしこと。今更論ふまでもあらじを。天ノ国は高く。大地の下きは。かく神隨の理にて。男は高く。女は卑く。夫は貴く婦ハ賤く。君主は尊く。臣下は卑く。父母は貴く。子孫は賤き道は。先此になむ

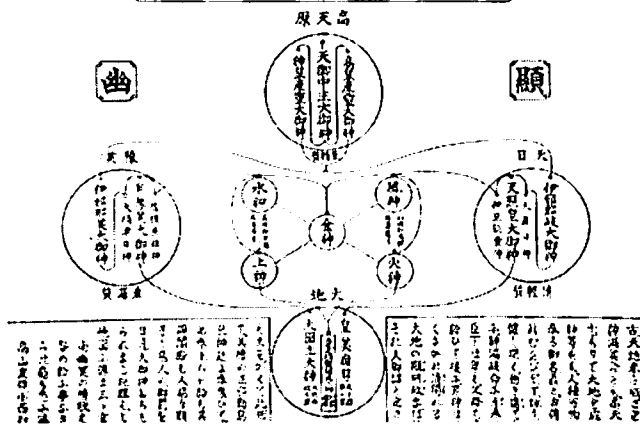
立てりける。さて神漏岐ノ命の大御徳はも。伊邪那岐ノ大神の御受嗣まし。神漏美ノ命の大御徳はも。伊邪那美ノ大神の御受伝ひ賜ひしが。此ノ二柱も。神御徳終給ひて後に。男神は天ノ国に參登りて。復命自し給ひ。女神は夜見ノ国に罷り入らせ給ひて。さてその二柱ノ命の神徳は日ノ神天照大御神と。月ノ神須佐之男ノ大神との御受伝へ坐し事ハ。申すまでもあらずなむ。かくてかの清陽れる日御國を知食しめす大御神と。重く濁れる月ノ國を統御す大神との御宇氣比の時に生坐し。宇都ノ御子我。皇美麻尊の御代々々。天地と。とことには。此ノ清陽き物と濁れる物との混成れる。大地の顯明政をば。総聞食し。月ノ神須佐之男ノ大神の御真名子とす。大國主ノ大神の。八十瓊道に隠り待ひ坐つ。月日と共に永久に。幽冥政を治給ふ御事はも。即皇產靈ノ大御神。天照大御神の神御量に出て。その大御詔と定させ給ひし。天地の有る限り。遷り易る事なき餘典になも有りける。さて古より人ハ一箇の小天地と云ふるは。げにさる説なるが。その生來るは。偏に父母の賜物にはあれど。大元は皇產靈ノ大神。伊邪那岐ノ大神。また五元の大神。風ノ神級長津彦ノ神。級長津姫ノ神。火ノ神火產靈ノ神。金ノ神金山毘古ノ神。金山毘売ノ神。水ノ神綿津波能売ノ神。上ノ神埴山姫ノ神の御功徳に頼り。(漢人は、此を木火金水土といひて五行とし、天竺なる梵志家に四元とて、風火水上とし、後には地水火風の四大と称し、西洋にて気火水土の四素と称ふなど共に我々古伝を訛しものなるが、凡て人の本魂は、瓊支の如く、専ら金神の靈により、和魂は風ノ神火ノ神の靈、荒魂は水ノ神土ノ神の靈に頼る事とぞ聞えたる。一產土神。氏神の御周旋に因て。此ノ世に生來し物ぞかし。されバ精神の住所を。久毘といふは。奇靈の意。加美とは神の義。加志良とは神知の謂。阿多木とは有靈の稱。多乃志比とは靈奇の由にて。久毘の比と同く。ともに皇產靈ノ大神より分り賜へりしよしの稱なるを萬葉集の歌にいなだきにきすめる靈は二つなし。云々とよみ。世に稚児に教る語に。阿太麻天帝といへるに思合すれば。共に天神より賜へる靈神の。人身に取りては。天国とも云べき頂上に居住る由を。遺せし古伝にぞ有ける。されば己がじし。天神より賦賜へる靈神を鎮守りて。放り失はず。心思を清く正しく。身を修め言行を慎み。内は父母兄弟に孝順を致し。上は天神地祇に。大皇に。至忠

もて仕奉るひ。外は朋友によく親しみ睦び。下は妻子親族臣隷をも
患愁など。萬つ真の道に怠解れる事なく。朝に夕に恪勤むべき事。ま
た更に言を待まじくこそ。かくて此世は、後世にて。後の世ぞ。長遠
き真の世なるが。仮世に居る程は。産土ノ神。氏神ともに。幽冥より
守り給ひつゝも。顕明世は其ノ世の教政に循由らしめ。大方は已も已も
心のゆくまゝに務しめて。其徳の正邪勤怠などを試み修練み給ふ事
と聞えて。世を罷りて後に。荒魂は地につき和魂ハ天につく理なれど。
産土ノ神。氏神等の本魂また和魂荒魂ともに。率あまして。幽冥ノ大主
宰とます。大國主ノ大神の神廷に参集ひて。其ノ人の生涯の徳行の
善惡。また功罪ノ多少に因て。公明正大なる。至當の御処置を受賜れる
事にて。よき人は天ノ國に隸たる神仙界に召賜ひ。尚いといと功德の卓
れて高き人は。天ノ國にも参上らせ給ひ其ノ鬼界に退け給ひ。又いとも
あしきは。像美ノ國にも。神やらひやらひ給ひなど。おきてさせ給ふ御
事なれば鈴ノ屋翁も顕世の事は天皇。神ことは。大國主の。神の御心。
とよまれ。一条禪閣殿も人惡を顕明の地に為せば。則帝皇之を誅し。人
惡を幽冥の中に為せば。則鬼神是を罰す。善を為て福を獲るも亦之に
同じとぞ宣へりける。かく皇神の道に協へるよき人は。御褒賞を賜ひ。
其道に違へる惡人の。御罰を蒙ること。他にさまで例を引くまでもな
く。上に見えし清陽れる者は。のほりて天となり。重く濁れる者は。
沈ともりて地となりし。神隨なる理にて。國の如く。恐れれど。国生
ましし大神。日月ノ大神神たちも。共に此ノ大地に生坐て。後には天ノ日
と。夜見ノ國に行幸しを。考へ奉りて。凡人の上の事も。想像るべく
なむ。さても件の大神等の皇道に反き。其ノ大御徳を造次顛沛にも忘
奉りては。此ノ世に在られまじき理は。よく古伝古意を得たらむ人は。
八重ノ雲霧をかきわけて。天空の日月の御かげを仰見たらむ如くなら
ましを。なほ漢酒に酔きまたれし徒は。いふせきくまも有りぬべきを。
そハ殊に皇神の他國に伝ましし玄家。天々なる梵志家に伝はれる古説。
さては御世々々にありへし証徴を。委曲に引出て。つみ知らせてむ
とす。

尚幽冥の情状は。人間の思量とは。ふつに。永炭相反へる由にて。甚
き乱臣賊子が。時ありて暴涙恣睢を専にし。又道知らぬ戎夷らが。神

明に對奉りて。不義無礼を行ひ。汚穢を為しなどしても。さしも罪し
咎め給ふ事なきは。深き縁あることにて。師説も。余が致もあれど所
せければ洩しつされど皇道に背奉りて。外國の教を信ひし人等の。正
く神ノ罰を受たるを。聊摘いでは
及蘇我ノ馬子らの命も悉に滅び。
坐まらず。又仏者の中にも。明惠解脱を除ては。多く魔界に入りしと
いひ。近世にては大友宗麟。高山友祥。小西行長等が事を見て。い
と明けきにあらずや。尚神州の人と生れて。精魂を喪はざらむ徒は。
能く惟ひ。能く慎むべくこそ
明治元年冬十二月

太初玄運魂魄分屬圖說



平田延胤謹図
矢野玄道謹述
角田忠行 同
丸山作樂 校

地方に於ける平田國學の影響

——武藏國森田道依の場合——

中澤伸弘

江戸期の所謂「評判記」に「紺の表紙に紫の綴紐」と言ふなぞ、かけの様に評されてゐるのは、本居宣長翁である。宣長翁の著書で板行されたものは殆どこの形態をとつてゐるのであつて、當時の庶民に於てもこの事は周知であつたのであらう。宣長翁に私淑し、歿後の門人を稱して已まなかつた平田篤胤翁も、自らの著作にはこの紺の表紙と紫紐を用ゐ、更に歿後は門人が努めてその著書を刊行し、併せて自らの門人の著書もこの形態を踏襲したのであつた。古書肆や古本市で見かける紺表紙と紫紐、加へて氣吹舎獨特の書體の版本は、江戸明治を通じて國學に興味を有つ者にとって垂涎の版本であると言へる。

だがこの版本、實は同じ内容のもので同形態であつても、詳しく見ると版本が別であつたり、後ろの「氣吹舎」出版目録に變化があつたり、更には明治以降に部分が

修訂されたり改められたりしたもので等様々である。この事は氣吹舎の本が明治以降に於ても需要が高かつた事を示してゐる。

江戸期に興つた國學は賀茂翁、宣長翁を通じて、一つの學問として形成され、傳播されていつた。歌學びと言ふ點から和歌の結社が地方に形成され、我國のもの、あ

はれを説き、延ては國柄の尊さへの追究となつていつたのである。この和歌の地方の結社にその地方に於ける神職の組織がそのまま當て嵌るのも、神の道を尊んだ我が國學の道統上當然の事であつたのである。

一般に國學と言ふと「四大人」と言ひ、その四大人の最後に平田篤胤翁を數へるのである。そして討幕から皇政復古への幕末の政治思想史上に、篤胤翁の古道論があつたと言はれるのである。明治維新の根底には平田國學があつたと言ふのである。それは古くから指

摘される所であつて誤ちではないであらう。然し篤胤翁歿後二十五年にして迎へた「明治維新」までの道程を考へた時に、國學と言ふものが地方へ傳はり、受容されていつたと言ふ歴史の認識がなされない、篤胤翁歿後の門人が、生前よりも多いと言ふ理由が判らず、また國學の何たるかも判然としない筈である。歿後に門人よく努め、更なる門人を得たのであり、また平田の門に連りたいと言ふ何かしらの緊張が社會に漲つてゐたのであらう。

然し明治以降の歩んだ「國學」の歴史は寂しいものであつた。著名な國學者は續々と歿し去り、夢に描いた大御世への復古は、僅かにして西歐列國を前にして崩れ、固陋頑迷と評されて世に用ゐられなくなつたのである。不思議なものである。折口信夫は明治二十年に孤高の裡に近いた矢野玄道翁を最後の國學者と讃えてゐる。平田翁の門人高弟を自ら稱した矢野翁には明治の時代はいたたまれぬ時であつたのである。

明治三十年十二月二十八日付朝日新聞は「○本居宣長翁墳墓」と題して次の如き文を綴つてゐる。
比翁ノ歌 山室に千歳の春の

宿しめて風に知られぬ花をこそ見め」と詠じて自ら終焉の地を卜せし夫の伊勢國飯高郡山室山ノ墳墓は今や荒蕪し小祠亦廢頽に任せ、明治六年少ながらざる下賜金を以て平田篤胤翁を配祀したる松坂魚屋町なる山室山神社の如きも久しく修理せられず、翁の後裔たる本居健亭老人の如き世を忍て余生を樂めるのみ。又身は東宮侍講の榮職に在る本居豐穎氏の如きも之を顧りみられざるものの如し、歎すべき歟。附記す、加茂眞淵翁の小祠は遠州某村に在り。荷田東磨の末は知るに由なく平田翁の末は纔に東京に其祠を絶たずと。四大人の末にして此の如きは天か人か（以下略）

明治三十年代の國學の様が偲べる記事である。既に國學は地を拂ふ程の勢ひであつた事は、この數年後に「國學者傳記集成」が刊行された事でも判らう。補遺版は昭和初年に刊されたものの、既に當時に於て純平たる國學者が過去の人物になつてゐた事を示してゐる。

そんな中で一地方の、國學者と稱せられる時人の、知り得る生涯

を通じて、彼の生きた幕末から明治と言ふ轉換期の國學を眺め、及び武藏國の名もなき民が、地域に國學をどの様に説き弘めたかを少しく考へてみようと思ふのである。

久保季茲翁（國學者、鶴峯戊申門、明治十九年歿、年五七）の著「古道訓蒙頌」も氣吹含系の形態の圖書である。大方流布してゐるものは、安政四年丁巳の鶴峯戊申の序を有するものであるが、詳細に見ると「題古道訓蒙頌」として三上頼明と森田道依の二名の歌を一葉刷りとして最終丁に續けたものがある。即ち

題古道訓蒙頌

國懷布廣平嚴久輩原乃あしかるをくたく君かいさをや

三上頼明

しき嶋のやまとこ、ろをから言に記せるふみはよろつ代ののり
森田道依

とある。先述した氣吹含系の圖書の若下の相違あるもの一つである。さてこの三上頼明に就てはその詳細は不明である。「國學者傳記集成」や「和學者總覽」にも見えない。氣吹含の門人帳（平田篤胤全集）別巻）にも記載はない。一方、森田道依に就ては「國學者傳記集成」には記されてゐないもの

の「和學者總覽」には簡単な紹介がある。即ち森田道依は姓は宮原氏、通稱七郎左衛門と言ひ、別名を道興と言ふ。武藏國入間郡下新井村の名主で、本居内遠・平田篤胤・鶴峯戊申の門下であつた。明治十四年二月十三日に六十二歳で逝いてゐる由である。

武藏國入間郡下新井村は現在の埼玉縣所澤市内である。森田道依の名は國學者としてそれ程著名ではない。著述も少く、渡邊刀水翁の「埼玉名家著述目錄」によると「俗説辨」五十卷、「彌生の青葉」三冊があると言ふも何れも稿本であると言ふ。然し彼は自力で本

居宣長を奉齋する神社を建て、攝末社には関係する國學者を祀つたのである。明治以降ならともかく江戸期にこの様に國學者の神社を建てた人物は珍しいのであつて、名主といふ立場上、村人の教化に與へた影響は大きかつたと思はれる。この神社は今も「櫻木神社」と稱して所澤に鎮座してゐる。さういふ點で改めて森田道依を考へてはいかがであらうか。

道依は文政三年四月十七日、入間郡志木町の宮原正房の三男として生まれた。生來の學問好きで農耕の餘暇には讀書に努めた。二十

三歳の時に入間郡下新井村の名主森田家の養子に入つた。爾後もその好學心は向上し、儒學よりも本居國學を信奉し、遂に本居内遠の門に入り、また平田鐵胤にも學んだと言ふ。其他鶴峯戊申にも學んだと言ふ。名主といふ環境下に於て、所謂國學を志した者には伊豆の竹村茂雄があるし、地方によりその他にも數多ある様だ。それは國學と言ふものが官學の儒學、即ち治世の學に對して、庶民の間に興り廣まつていつた學であつた事を示してゐよう。

早くより宣長翁に私淑してゐた道依は本居内遠の門に入つた後、他の國學者との交遊も盛んになつていつた事だらう。

嘉永三年は本居宣長翁の五十年祭の年に當つた。この時道依は所澤の山林を開いて本居宣長（秋津彦美豆櫻根大人命）と徳川光圀公（源義公命）を祀つた社を創建した。宣長翁は像でより學びの祖として仰ぐ人物なれば勿論の事だが、徳川光圀公は彼にとつてどのような人物であつたのであらうか。何れにしる私淑してやまなかつた事は明らかである。神社の創建御鎮座は道依三十歳の時である。この時の事を歌にして詠じ、その歌

が猿渡容盛（武藏府中大國魂神社神主）の編輯した。「類題明治新和歌集」に採られてゐる。この歌集にもこの一首しかなく、先の「古道訓蒙頌」の奥書きの歌と、私の見及ぶ所は二首だけであつた。即ち、

本居翁の御靈をいはひまつらむとしてわが新井の村内に所をしめて瑞垣つくりめぐらしけるとき

つきたつる比ひもろぎを目に思ふ吾大國の大道のためと言ふものである。また同集には武藏忍藩の國學者木村御綱の、新井村なる本居翁の靈社にまうでて

此神の御教へなくば君と臣のその名ただしき比にあはめやと言ふ歌を載せてゐる。木村御綱は忍藩國學館の教授で黒澤翁滿の門人である。地域近邊の國學者が参拝に訪ねた事であらう。近くの毛呂本郷には後に神祇官に仕へる權田直助があつたし、また人間には栗原大宮司と言ふ格式を有つ北野杜家があり同時代を生きた栗原茂景は國學者としても著名で娘を伊豆三嶋大祖の矢田部大宮司へ嫁がしてゐる。先述の類題の和歌集を編んだ猿渡容盛とも交遊したで

あらう。されば本居大人を神として齋ふと言ふ發想が興る事も肯けるのである。明治以降、神道の興隆と共に國學者を祀る社が建てられるが、個人が自力で建てた事例を見ぬ事であつたらう。

社殿創建より十年後の文久元年の三月には、その神社の境内に石の祠を建て、それぞれに國學者を奉齋し、攝末社としたのであつた。これらの奉齋された御祭神は、道依が國學の道統と言ふものを如何に考へてゐたかを示すものであり、また卻つて當時に於ける、地方の國學觀の慘考ともならう。道依は攝末社の御祭神を明治十年に次の様に書き上げて提出してゐる。

攝社本根神社

幡萩穂別五之魂命

(荷田春滿)

美豆穗足大縣居靈神

(賀茂眞淵)

四珠庵下川大人命 (契沖)

攝社秀枝神社

神靈眞柱大人命 (平田篤胤)

水月庵服部大人命

(服部中庸)

攝社宇彌之子神社

國足八十言靈大人命 (大平)

後鈴乃屋春庭大人命 (春庭)

彌足功績道根大人命 (内遠)

末社篤志神社

山崎闇齋命

栗山潜峰命

多田南嶺命

本根神社には荷田春滿・賀茂眞淵そして契沖が祭られてゐる。後に大國隆正らの唱へた四大人として契沖を除くことをせぬ、或る意味では正しい國學觀が示されてゐる。宣長翁は契沖阿闍梨の「百人一首改觀抄」を讀み、國學「古學」へ志したとは自ら記す所であつて、宣長翁を慕ふからには契沖への畏敬の念もあつて然りであらう。秀枝神社は、宣長翁歿後門人平田篤胤翁と、生前の宣長に師事した紀州藩士服部中庸を祀る。中庸はさほど著名な國學者ではないが、著書「三大考」の影響は大きく、道依にとつても何かしら思ふ事があつての事であらう。宇彌之子神社は宣長翁の子孫後継者である。中でも末社は所謂垂加神道に關する人達を祀るのである。この時代から明治にかけて「神道」と言つた場合、それは垂加神道を斥した事は、明治の國書刊行會叢書の「神道叢説」の殆どが垂加系の論巧である。垂加神道が國學に及ぼした影響、また逆に國學が及ぼした事も考へた時に道依が垂加の學

者を忘れなかつたことは尊い事であつた。山崎闇齋は垂加神道では忘れてはならぬ人物。栗山潜峰は恩。水戸藩儒で彰考館總裁、「大日本史」編纂に關つた事を思へば、先に宣長翁と共に徳川光圀公を奉齋した理由も判らうか。ついで多田南嶺は多田義俊。壺井義和に學んだ所謂有職故實學者ではあるが、その著は神道に關するものが多い。偽り多き人物と評されるもやはり學者として名高かつた事は事實である。單に國學を信奉すると言つても、自分の依拠する學をどこに定義づけるかである。道依は斯様に攝末社にかかる人物を奉齋する事によつて自分の學統と言ふものを明確に世に示したのである。

道依の平田門 (歿後) 入門は明治元年である。宣長翁に私淑してゐた道依にとつては、内遠門といふ事もあつて遠慮があつたのかもされない。とは言へ時代の流れはさうも言つてゐられない状況であつた。別圖の如く氣吹吟の幕末の門人入門數の推移を見てみると明治元年が一番多い。道依もこの中の一人であつた。「門人帳」に、

明治元年十二月十三日

武藏國入間郡下新井村四十九歳

道依森田七郎左衛門 久保季茲

紹介 又學本居内遠

所有地宇本居山二古學有功ノ大人を祭ル、櫻木神社是ナリ、皇

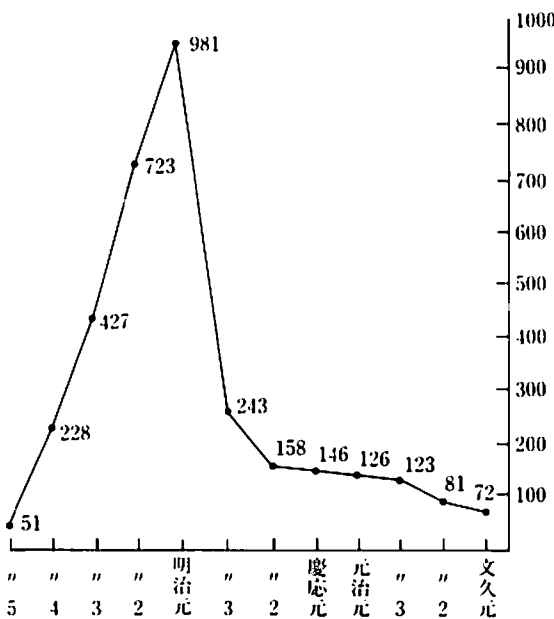
尊敬神ノ人ナリ

とある。同日に紹介人の久保季茲の子である長保 (惠郷) が入門してゐる。但し不思議な事に久保季茲自信は平田の門人帳には名を連ねてゐない。何れにしろ久保季茲とは「古道訓蒙頌」に歌を寄せるなどの仲であつたのであらう。然し明治維新後は平田國學はあまり振はなくなつていつた。道依がその後平田門に人を紹介した記事も「門人帳」には見えない。

明治維新後、道依は神葬祭への改革運動を展開してゆく。神佛分離と共に神葬祭への運動が全國的にも繰り廣げられた時代であつた。道依の「神葬祭頌」は明治三年八月に、王政復古につき神葬祭願として、名主の道依こと七郎左衛門以下六名で提出されてゐる。またこれより先の、同年正月には皇朝學振興につき、集議院へも建白するなどの活發な運動を展開してゐる。これらの事は一地方名主がなし得る事ではなく、交遊關係にある有力者の力が與つて可能な事となるのである。道依は先の攝

本社をはじめ、櫻木神社に奉齋する國學者の神號を、藤原信禮、前田夏蔭、猿渡盛章、平田鐵胤、久保季茲、本居豐穎と言った、幕末から明治の同時代に生きた國學者に書いてもらったと言ひ、また常の交際に就いては渡邊力水氏が「本居豐穎・久保季茲・猿渡盛章・同容章・權田直助・三輪田元綱・小中村清矩・伊牟田尚平などとは殊に親しく交つた。」(『埼玉史談』第九卷三號)と記してゐて、その交際範圍の廣かつた事が證せよ

氣吹舍門人數變化表 (幕末)



う。一地方の名主といふだけで、それほどの著作もなく、また詠歌の道についても歌はあまり傳はつてゐない(即ちあまり上手ではなかつたのか、または類題集に進んで應募しない性格だったのか)のである。然し彼を國學の人物と見、その仲間に數へ入れた因は、本居宣長翁を奉祭する神社創建にあつた事は明らかであり、これが埼玉の地方に興へた影響は大きいものがあつたと思へるのである。道依はその後、自分の邸内に祀

つてゐたその櫻木神社を公の神社と認めてもらふべく運動を興し、明治十年に公社出願をして「無格社」に列せられてゐる。しかしその後明治十四年二月十三日、六十二歳を以て遂に歸らぬ人となつたのであつた。この時代は國學が低迷してゐた頃で、道依には深い悲憤があつたかもしれぬ。翌十五年には伊勢に皇學館、東京に皇典講究所が設立され、徐々に國學の教授の場が整備されてゆくのであつた。

幕末から明治にかけての國學と國學者の動向を森田道依といふ一人物に就て綴つて來た。この他にも類似の人物は多いであらうと思はれる。所謂地方の草莽の國學者が時代の大きな潮流に何を考へ、何を行つたかは大切な歴史の證言と言へるであらう。

(東京都立上野高等学校教諭)

註

(1)「國書總目錄」によると、「鈴屋靈祭祀文歌」(安政四年寫、東大本居文庫藏)なる著書もある。また「彌生の青葉」の第二卷には、櫻木神社の創建のことが書

いてあると言ふ。(渡邊力水氏) (2)現埼玉縣所澤市鎮座の櫻木神社の明細帳は次の如し、

嘉永三戊辰三月七日伊勢國本居宣長翁没シテ五十回辰ニ當ルトキ、當村平民森田七郎左衛門宣長翁ノ國家ニ大ナル功績アルヲ以テ是ヲ主宰シ、且源義公モ國家ニ功績大ナルヲ以テ互ニ神德ヲ贊シガ為メ副祭シ、則信仰ノ厚ヨリ當社ヲ創立ス、依テ上人此處ヲ稱シテ本居山ト云フ、其後同志ノ輩出ヲ遂テ多ク今日ノ形勢ニ至レリ、明治十三年八月二十五日共有公權許可

(3)久保季茲は鶴峰戊申の門。先述した通り森田道依も鶴峰戊申より教へを受けてゐるので同門の關係と言へる。

(4)神葬祭願は次の通り。

乍恐書付奉願上候

武藏國入間郡下新井村名主七郎左衛門始村役人一同奉申上候
私共是迄眞言宗所澤村實藏院檀那ニ而佛葬祭受來候所、今般皇政御復古被為在、舊弊御一洗御一新ニ付 神祇御崇敬被為成候ニ就而ハ、僧家ニ不担任誠敬孝義を盡し
皇國固有之大道ニ基キ自身神葬祭仕度、尤殯殮之節ハ村役人共

立會互ニ相改、邪法御制禁之儀者屹度相守可申候間、何卒以莫太之御仁恩願之通 御聞濟被成下置度、以連印偏ニ奉願上候、以上

明治三年八月八日

武藏國入間郡

下新井村

自葬祭願人

名主 七郎左衛門

御付紙

可為願之通事

同 孫三郎

同 幸治郎

同 百姓代重郎左衛門

右六人惣代

名主 七郎左衛門

品川懸

御役所

〔所澤市史〕近代篇所収

(5) 皇朝學振興のための集議院建白

書は、長いが次に引く

乍恐以書付奉建言候

去辰年以來

王政御復古ニ相成候處、東國之人民頑固にして舊幕府貳百四拾年來之恩而已知りて、開闢以來廣大無邊之

皇澤を不辨、實以奉恐入候儀ニ者御座候得共、内々 上を怨る情不少、假令者太陽之大徳を不

辨、小き燈火を慕ふに不異、其愚を懷けんと欲して一恵すれ者二恵を慕ひ、二恵すれ者三恵を欲す、實に其情貪りて無飽事く、亦權威を以是を馭めんとする者、外ニ歸伏之容を為して内情怨意を抱く、是内亂之基にして可恐事に御座候、士民たる者の實情ハ 上たる者に難知く、蛇之道ハヘミか知る之假令之如く、我等ごとき卑賤の者ニ非され者知る事難かるべし、おのれ素方勤王之心深く日夜此事を痛心配慮仕候ニ、民を懷る事敬神尊王之道を以する方良計有事なし、敬神尊王之道 皇朝學方能なしより皇朝學を致事本居・平田兩翁之著書を頼より先なるハなし、然共學問者愚民之情に難入者ニ御座候得、先壹村毎に民に長たる役人者屹度皇朝學可致由、天下ニ御布告被爲在候ハ、三ヶ年を不待して役人共 信實に皇澤之置事を相辨可申く、素より上を學ふ下ニ御座候得、役人たる者心伏して愚民を教諭する時は、二年を不過して萬民皇澤に心伏せん事非可疑、然則五ヶ年之内東國之人民悉く皇化に信伏せん事何之難事之可有之、民を懷るに恵と道との勝劣

を論するに、恵を以民を懷る事假令 美食を以備を養ふか如し、恩薄らけ者必其恩を忘る、道を以教諭する時は民皇澤に懷く事孝子之父母を慕ふか如く被縛といへ共敢怨る情有事なし、道を明にする事、實以皇朝學方先なるハなし、宜敷早く天下ニ令して役人たる者ハ皇朝學可致由 御布告被爲在候、然して後患恤を致し皇國東西一同上下一和之御政事被爲遊度至願ニ不堪伏、奉懇願候、何卒前件之次第を聞召被爲譯村役人たる者ハ必皇朝學可致旨早々天下に御布令に相成候様卑賤之身をも不願「心付候儘」乍恐此段奉建言候、誠惶誠恐頓首謹言

明治三年正月十三日

〔拾六番組〕

武州入間郡下新井村

名主七郎左衛門

〔品川縣〕

御役所

〔所澤市史〕近代篇所収

(6) 櫻木神社の神號については「石栖川宮職仁親王から親書して賜った」と渡邊刀水氏が記してゐる。(前掲書「埼玉史談」)

平田篤胤大人 生誕記念資料展 目録

平成四年八月廿四日・九月十日開催
彌高神社斎館特設会場

御遺品

御烏帽子 侍烏帽子

御直垂 神行衣

御差袴 淡青霜降草緑色紐付和歌短冊

平田篤胤和歌書

関係資料品

平田篤胤大人肖像 高橋萬年筆

神靈真柱大人神号 神祇伯資調書

氣吹屋大人像 鉄胤贊筆

篤胤伝記絵 萬年筆

五徳説 石版摺

平田篤胤大人塑像

著述稿本断簡

久延里古画像

平田篤胤和歌集

平田篤胤贈正四位墨宝

尺牘像親 平田篤胤

平田篤胤肖像

平田篤胤親子像 萬年筆

口演 複製

平田篤胤塑像

参考資料品

佐藤信淵大人肖像

四大人神号

平田篤胤著述版本

神拝詞 延胤書

年譜

平田大人門弟家の由緒消息(三)

澁谷 鐵五郎

鹿渡村(山本郡琴丘町鹿渡)に、平田大人没後の門人一名が、次のように名をつらねている。

順	入門年月日	入門者	年齢
(1)	嘉永3・3・6	鈴木正右衛門重則	47
(2)	" 3・3・6	児玉傳助利由	38
(3)	" 3・7・7	児玉利吉高安	32
(4)	" 3・7・10	川村近右衛門則方	26
(5)	" 3・7・10	鎌田嘉右衛門正治	50
(6)	" 3・10・20	教正院 缺了	44
(7)	" 4・8・24	佐々木甚左衛門綱文	28
(8)	" 4・8・24	田村太郎七延年	39
(9)	" 4・8・27	川村淳平則孝	30
(10)	" 4・正・27	鈴木勇助重政	25
(11)	" 4・2・3	柴田徳太郎栄正	26

例によって門人の身元調べをしてみるに、①、③、⑩の子孫は不明(鹿渡に居住していない)なので八人の由緒消息について、取材済みの順で紹介したい。

① 児玉傳助利由家

児玉家は、村上源氏と家計図にある。この系図の多くは「山本郡胃胤録」(山本郡内の旧家にして名

望家の系譜を列挙した伝記本)に収められてある。さらに琴丘町史・琴丘町郷土誌および歴史・民俗をたずねて(平塚重光著)等の各書を参照に、以下を誌したい。

村上天皇(第六二代・在位九四六―九六七)第七皇子具平親王―三代の孫、源氏行は武藏国児玉郡(現埼玉県本庄市と児玉郡、児玉郡は児玉町と四村)に住み、児玉氏を称した。

この子孫の九八郎利政が鹿渡に移って、同地帯を開拓した。一四代左近衛利儀は、肝煎役(村長)を仰せ付かった。肝煎を村民は「親方」と呼んだ。承応年間(一六五二―一六五四)、利儀は、七十九歳で没した。肝煎役は代々継承し、明治におよんだ。

二一代伝左衛門利隆は天保の大凶作に、米・錢を藩に献じ、その功によって永世帯刀を許され二人扶持を与えられた。天保九年(一八三八)二月、八十歳で没する。二三代伝左衛門利昌は山本郡役

所(郡奉行役屋・森居豊岡に在り)に出勤し、永世帯刀を許され役職手当五人扶持を与えられた肝煎である。

利昌は各地を開墾し、辛労免五七石を拝領した。歌をよくし、春晩齋、楚雀、允菴と号した。また江州義仲寺(滋賀県大津市馬場町)住職恵風翁に入門し、豊年齋、御風館と号し、種能舎と称した。義仲寺には本曾義仲の墓があり、巴御前が草庵をつくったという。また俳聖松尾芭蕉の墓がある。文久元年(一八六一)鹿渡地域における高持ち百姓(本百姓)の貢租高を誌した利昌の記録は、貴重である。それによると利昌の家は児玉家の総本家で直分家九、貢租高九六石八斗余とある。文久三年十一月、利昌は七十三歳で逝った。

二四代利根は、利孝・利山と名乗りを再び改めている。嗣子の二五代利雄も利基・利種から利雄とした。利由(利根)は本稿の主題人物である。初めの通称を祐蔵、次いで伝助と称した。山本郡の郡奉行南役屋(山本郡金岡字豊岡)に出勤し収納方(年貢)と郡内諸立本方を拝命し実績を挙げ、また数多の銀・穀を献上した。こうした功勞により官(藩)は扇の紋章

付上下衣服を賞賜した。父と同じく歌人で、農誠齋・湖東・田鶴舎翁と号し、また二世種能舎と称した。平田篤胤翁にま見え入門と系譜にあるが、入門したのは嘉永三年(一八五〇)三月六日(三十八歳)であるから、平田翁没後の門人である。平田翁は八年前の天保十四年(一八四三)に死去している。

没後の門人とは、篤胤の嗣子鐵胤に入門したことで、鐵胤は自分の門人としてなく、すべて先考篤胤の門人として入門を許可した。慶応二年(一八六六)三月十二日、利由は五十四才で亡くなった。翌々年、明治と改元された。

二五代利雄、襲名して伝左衛門。父祖に引き続き歌人、磐斎・笛音・秀岸と号し、三世種適舎と称した。佐竹藩主封内巡視に際し、父子の農事尽心を賞し、若干の金子を賞賜された。世は明治維新となり肝煎は戸長と改まり、引き続き勤続し、また地租改正取調掛を拝命した。明治十四年九月十四日、巡幸の明治天皇は鹿渡に入られた。利雄は奉迎委員の一人として、奉迎の列に加わる。明治二十四年九月二十八日、五十七才で鬼籍の人となった。

明治天皇は、三倉鼻より八郎湯を展望され、「琴の湖」と御命名されたのである。

二六代利以、通称延五郎。元久保田藩士神沢素堂（積善学舎主）に就いて漢学を収めた。鹿渡村村會議員・学務委員に推挙され、その任についた。明治四十年八月、四十四才で没する。

二六代利康、鹿渡村地域内の小学校に奉職した。平田篤胤翁著書の外数冊の書籍、長光の名刀など、数多くの宝物を相伝し、昭和十五年五月一日に死去となる。

二八代利光氏、大正元年十二月生。昭和四年から同二十年まで、海軍に在籍した軍人。戦後は、琴丘町職員。妻のチワさんは大正三年一日生、小学校の職員であった。客間には二本の鳩杖が主と同じく、睦まじく並んでいた。

② 鎌田嘉右衛門正治家

鎌田嘉右衛門家は鹿渡地区における鎌田家の総本家で直分家七、十三石余の貢租を負担する高持ち百姓であった（文久元年一八六一調）。鎌田家の初代忠右衛門は、元禄十一年（一六九八）三月九日没。以下二代から五代までは、死亡年月日のみで俗名はない。六

代嘉右衛門は天保元年（一八三〇）九月十二日没、五十七才。七代嘉右衛門正治は、本稿の主題人物である。

正治は享和元年（一八〇二）生。文政四年（一八二一）二十一歳俳諧に入門した。師匠は、秋山御風らしい。御風は、久保田藩士で町奉行をつとめた上級藩士。俳人としても藩内では、有力な上級者。慶応二年（一八六六）一月、七十二歳で没した。

嘉右衛門正治の通称は嘉五郎、馬仙と号し、また俳号を劉明舎といった（秋田人名大辞典）。天保元年、三十歳のとき父六代目嘉右衛門が没した。同四年、三十三歳のとき寺小屋（私塾）を開設し子弟の教育にあたった。嘉永三年（一八五〇）七月十日五十歳のとき、平田篤胤没後の門人に名をつらねた。萬延元年（一八六〇）六十歳）十二月七日私塾を廃止した。

明治九年（一八七六）十二月十七日、七十六歳の生涯を閉じた。

八代目は大正二年八月二十日没、五十八歳。九代惣四郎、昭和二十年六月十四日没。十代忠右衛門は警察官であった。大正十五年六月二十九日没。こうみてくると九代惣四郎は長命で、十代忠右衛

門は短命であったようだ。十一代嘉右衛門は大正六年生、教職員で鹿渡小学校・能代工業高校の教壇に立ったが、昭和二十五年一月二十九日、三十四歳で早世した。十二代義人氏は、琴丘中学校の教師で、バスケットボール部監督として部活動に尽力している。

③ 柴田徳太郎栄正家

田家の柴田家は一二戸の直分家があり、また高持ち百姓なので一六石余の貢租を負担した。初代の徳右衛門は平右衛門と通称した。徳右衛門の名は、代々襲名したようである。

国学者の家であるから多くの資料を保有したが、火災によって焼失し古い記録は皆無という。消息をもたらず家系の人は、一代徳太郎とみられる。一代以降は徳右衛門を襲名していない。

秋田人名大辞典に「柴田可山、鹿渡の俳人、名は慶治号は晴斎、秋山御風の門人。安政二年（一八五五）とある。安政二年とは、秋山御風に入門した年と思われる。一代徳太郎栄正は、本稿の主題人物である。栄正は天保十四年（一八四三）生。慶応四年（一八六八）三月三日、篤胤没後の門人となっ

た。時に二十六歳であった。

栄正の国学者としての活動は見当らないが、明治十二年（一八七九）一月二十六日鹿渡村戸長に就任し、翌二月十五日鹿渡小学校創立開校式に出席している。明治十四年九月十四日、明治天皇の巡幸には鹿渡村戸長柴田徳太郎は奉迎委員長となり、鹿渡村通過の天皇を奉迎している。四十二歳の明治十七年六月、徳太郎（栄正）は戸長を退任した（琴丘町郷土誌・琴丘町史）。明治二十四年二月十四日、四十九歳で死去した。多くの書籍を所有したが、大正二年の火災で家系・諸記録などの文献ともども全く焼失してしまった。

二代勝郎、慶応三年（一八六七）生。明治二十年、鹿渡小学校の職員に就職した（二十二歳）。昭和二年六月二十八日、鹿渡村二代村長に就任（同六年七月二十六日退任）、同九年二月二十四日、六十八歳で死去した。勝郎の経歴について「秋田人名大辞典」は、次のように誌している。

柴田勝郎（慶応三年八月八日）昭和九年二月二十四日）鹿渡村の民間人として最初の叙勲者、大正六年三月従七位勲八等を受けた。その功績は一貫とした経済知



柴田家の「家紋」

識の普及活動にある。同村郵便局長の椅子にあつた二五年間、村民に無駄な支出を戒め続けた。また一二代村長となつてからは、不要不急の支出は一切押え、村民に負担をかけない緊縮健全財政を旨とした。特定財政を持たなかつたのに昭和三年、二階建ての立派な役場庁舎を建てた行政手腕は今でも語り草になつてゐる。植林にも熱心で、柴田の植えた町有林は、その後の町財政に寄与した。最初の叙勲後、さらに二度目の叙勲を受けてゐる。(要旨)。

一三代徳男は明治二十七年生。

鹿渡郵便局員であつたが、大正八年四月二十六日に二十六歳で早世した。

一四代春男氏は、大正七年一月三十日生。昭和十年三月、鹿渡郵便局員。同十九年局長同三十年四月一日、琴丘町の発足により「琴丘郵便局」と局名を改称する。同五十三年三月、四十三年の長期にわたる郵便局勤務を終えた。嗣子徳孝氏は昭和十六年生。琴丘郵便局長の要職にある。

柴田家の家紋は「二行雁」で、戦国武将柴田勝家と同紋である。

総本家の当家は凡の雁紋であるが、分家は何れも凡でかこんだ雁紋という。

④ 川村近右衛門則方・

同導平則孝家

川村家は鹿渡地域における各川村家の総本家で、直分家一三戸を数える旧家である。また文久元年(一八六一)の調査によれば、貢租一六石五斗余を負担する高持ち百姓(本百姓)であつた。田畑屋敷を保有する独立自営農民は、貢租(年貢)・雑税を負担した。貢租負担農民を高持ち百姓といつた。

川村家の遠祖は、同家系図に「藤原鎌足一四代筑後守河村遠義末裔也」とある。河村は川村に相通じるといふ。遠義の子孫則春は、豊臣秀吉の臣下であつた。慶長元年

(一五九六)、則春は大阪で没した。川村系図には、則春を第一代としてある。

則春の没後、その子上野(二代目)は東国に下り出羽国仙北中郡に居住した。中郡の領主は、本堂氏であつた。このあと上野は、山本郡野村に移つたようである。

元和三年(一六一七)佐竹義宣の領内初度巡視に先立ち上野は浜街道(羽州街道)を新に開き、義宣に賞され鹿渡・都村の支配を命ぜられた。都の義は、すべて・皆に通ずるから「都村」とは鹿渡(昔は野村と称した)地域一帯の支配、つまり「親郷肝煎」の意であろう。同五年上野は中祖以来の事歴を考査し図籍を調製し家に伝えた。同九年没。図籍の意は、図書・図面・戸籍であるから、この場合は系図とされるものであらう。

七代近右衛門は寛永四年(一七二七)藩の許可を得て村に、月六日(六斎)の市場を開始し一般民衆の利便を図り、また邸内地に制札場を設け公儀・藩庁の制規・令達等を掲示し周知の徹底をはかつた。享保十九年(一七三四)十一月没。

一〇代近御衛門、人格・識見ともに高く職務忠実、村民に畏敬さ

れ、藩庁その勲逸を賞し鳥目二貫文を賜つた。鳥目とは穴あき銭のこと、鳥の目に似ているので鳥目といった。貫文は、錢を数える単位で一千文を一貫、四貫で一兩(小判)。二貫文は、二千文で半兩。貳貫文の賞金は、藩士橋本甚之丞宗忠(橋本家六代目)をして渡された。一二代橋本甚之丞宗彦は、文武二道に達した人。藩内第一の「弓槍の名人」とうたわれ、明治の世に至つては、土崎初代の町長郵便局長、大著「秋田沿革史」を執筆した。三男の富治は、教育家。土崎小学校で教えた生徒から「種蒔く人」の三人が出てゐる。

一三代近右衛門は明治元年(一七六四)山谷・中沢・館村に植林し、その功労は高く評価された。一二代近右衛門も父に引き続き、天瀬川から豊岡村飛塚までの街道に並木松を植栽した。

一三代近右衛門の弟重利は通称新三郎、能代の豪商廻船問屋(屋号伊勢屋)八代目村木総左衛門定易の養子となつた。四十二歳で家業を嗣子に譲り平田篤胤の門下となり、神風忠長(やすなが)と名乗り能代で国学塾を開き、能代国学派のリーターとなつた。能代の勤王家、堺良介・相沢金十郎・同

治兵衛・淳城栄和・坂本勇翁・同定寿・安濃恒生・鷺尾義賢などの多彩な顔ぶれは、神風息長の影響を受けたという。明治九年六月二日没、八十七歳。

一四代目近右衛門は俳人、雨白木花庵と号した。天保十年（一八三九）六月没。一五代桂蔵は、一子淳平をのこして早世した。桂蔵の妻は、前述した神風息長の二女知恵子である。

桂蔵に早世された川村家では、その未亡人（知恵子）に五十日（五城目）の松浦二郎兵衛二男を婿とした。十六代近右衛門則方（のりまさ）である。則方は、文政八年（一八二五）生。明治維新まで肝煎を勤めた。

天保十四年（一八四三）近右衛門家は、家号を「梅廼家」（梅ノ家）と称えた。邸内に二代藩主義隆の手植えを始め、多くの梅古木があったのによるという。嘉永三年（一八五〇）十月七日則方は、平田篤胤没後の門下となった（二十六歳）。明治十一年八月十五日則方没、五十四歳。妻の知恵子は、明治四十年二月二十日没。

一六代則方の後嗣は、一五代桂蔵の一子淳平が一七代を継承した。淳平は天保十年（一八三九）

生。名乗は川村家系図に「則通」、篤胤門人帳に「則孝」とある。慶応四年（一八六八）正月二十七日篤胤没後の門人に列した（三十歳）。その後の消息は、明治十二年二月十五日鹿渡小学校開校式に臨席（四十二歳）、同十六年鹿渡小学校専任学務委員（四十五歳）、などが目につく。明治三十六年二月十五日没、六十五歳。川村家に篤胤の没後の門人とはいえ二人の入門者をもたらししたのは、知恵子（則方妻・淳平の母）の父神風息長の大きな影響によるものであろう。

則方の男子虎太は機械村（能代市）の肝煎藤田与三郎清為の養嗣子となり、同家を継承し与八郎清純と名乗った。主明と号した達筆家で「新修川村家系図」を執筆した。昭和三年六月二十二日没、七十五歳。

淳平のあと一八代正夫、一九代龍夫、二〇代現当主英夫氏と連綿している。

⑤ 国柄氏教正院歿了家

教正院歿了（修験）は、嘉永三年（一八五〇）十二月二十日、篤胤没後の門人となった。ときに四十四歳である。このときの年齢から逆算すれば、文化四年（一八〇

七）生まれである。教生院は修験名で本苗は国柄氏である。

家伝（墓誌）によれば、国柄家の祖隼人は豊臣秀吉に仕えてあったが、福井を経て鹿渡に土着したという。隼人は、八郎潟湖東の丘陵に館を築いて居住した。館跡を古館（鹿渡字諏訪長根）、また鹿渡館と称し現存する。

古館主国柄隼人の名は「秋田風土記」「羽陰温故誌」「故戦城誌」等の諸本に誌されており、湊合戦において檜山安東氏に滅ぼされたという。家伝に先祖の隼人は、湊合戦のとき湊安東氏に加担し、天正十八年（一五九〇）春彼岸の中日（三月二十一日）夜、彼岸会の会食中に檜山城主安東実季方に不意討され没落したという。

湊合戦は天正十七年（一五八九）に勃発し湊方の敗北をもって終わったが、天正十八年の不意討ちは檜山安東方の残敵掃討の奇襲とみられる。敗走した国柄隼人は近江国（滋賀県）飯道寺岩本院の大峰山で苦難な修験の修業をして「教生院」と号し、鹿渡に帰り古館の守護神であった八幡神社の別当となり、なお郷中の各集落諸堂社や講中の祭祀に奉仕し、郷中の村民は隼人を「法印様」と尊称した。

国柄家は、こうして代を継承した。寛政元年（一七八九）、鹿渡郷に初めて寺子屋の開設をみた。寺子屋主（習字師）は、修験の教正院である。一九年後の文化四年（一八〇七）、のちの教正院歿了が生まれた。歿了は、本稿の主題人物である。歿了は先代の開設した寺子屋を継承し、郷中の子弟に読書・算を教えたであろう。寛永三年（一八五〇）十二月二十日、四十四歳の歿了は平田篤胤没後の門人に名をつらねた。国学を吸収した歿了は、儒学を超越し平田国学を発揮したものともみられる。

万延元年（一八六〇）教正院の寺子屋は、開設七年にして廃止された。歿了五十四歳のときである。四年後の元治元年（一八六四）歿了は、五十八歳で没した。歿了の寺子屋閉止は疾病によるものであったか。

明治五年（一八七二）九月修験の廃止により歿了の嗣子は神職に復飾し、国柄隼司と名乗った。大正八年の神社統一令によって国柄家の祀祭する八幡神社を主神として創祀した「村社鹿渡神社」の初代社掌に、隼司は就任した。二代社掌（宮司）集司は日露戦争に出征し、功により功六級勳六等に叙

された（陸軍歩兵特務曹長『淮尉』。氏は昭和戦争に従軍した陸軍大尉（正七位勲五等）、戦後は県職員を経て役場職員を三三年にわたってつとめた。

⑥ 田村太郎七延年家

太郎七延年は田村家十一代目の仁で通称治右衛門、また太郎七と称し、家号を「種ノ屋」と名付けた。太郎七家の田苗字は「種村」で、代々丹七と称した。六代目丹七（太郎七、弥左衛門とも称した）は若年時両親に死別し、田村太右衛門家に奉公勤めし、七年後に、本屋敷に一家を構え、多右衛門家を本家となし苗字を田村とした。

一家を設立した弥左衛門（丹七、太郎七）家は貢租を納める高持ち百姓（本百姓）で、十一代治右衛門（太郎七）延年の代である文久元年（一八六一）調の貢租高は、六石九斗とある。

一代太郎七延年は、本稿の首題人物である。延年は家号を「種ノ屋」と称しているが田苗字の「種」の字を採ったものか。嘉永四年（一八五二）八月二十四日、延年は平田篤胤の門下（没後の門人）に入った。ときに三十九歳であった。

延年の後嗣は弟の左吉であったが早世し、長男の鉄三郎は九歳で家督を相続した。鉄三郎は、延年遺愛の書籍を大切にされた。特に平田篤胤の著『霊能真柱』上・下を貴重本とし、同書上巻の表紙裏に次の如く、墨痕あざやかに認める。

霊能真柱序下

秋田県羽後田山本郡鹿渡ノ村内牡丹

種ノ屋治右衛門名刺（なりの名乗）延年ヨリ譲り受ケタルモノハ田村鉄三郎直政祕物也此書ハ大切ニシテ他工賃附等一切禁ス

山本郡鹿渡村ノ内牡丹

田村鉄三郎

鉄三郎にとっては、まさに門外不出の宝典であった。才智縦横の鉄三郎は義太夫・能楽の芸能に熟達し、また八卦にも通じ「八卦置

き」としての一家をなした。また鹿渡村役場に勤め、主に「地籍」を担当した。

現当主は、一六代種孝氏である。

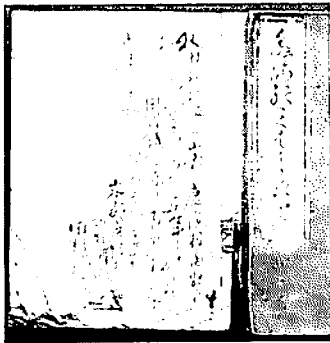
※はつきりした資料が少なく以上の次第ですが、次についてご教示下されば簡略な代々記の記述ができます

①前記についての修正（正誤・加除）

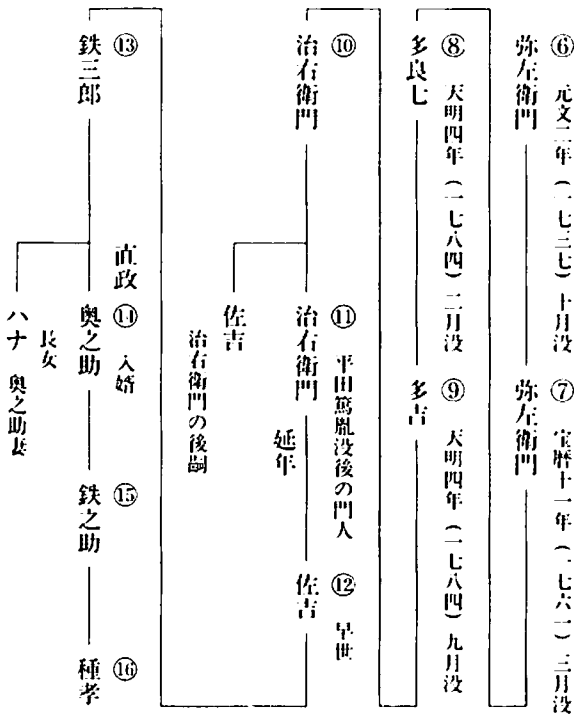
②一〇代治右衛門以降代々の主要経歴、死去年月日、年齢（生存者は生年月）等について

⑦ 佐々木甚左衛門綱文家

当家の現主人は、一六代隆文氏である。歴史ある家柄であるが、樺太に勤務した先代義文は、昭和戦争の終戦による引揚げのとき一切の家記資料を失ってしまったので、記憶程度しか残っていない。初代は甚左衛門であるが、家系 の消息をもちたすのは一三代甚左衛門綱文である。綱文は、本稿の主題人物である。



田村鉄三郎直政の書
（秘物とする書物は、上・下二冊）



綱文は、文政七年（一八二四）生れ。嘉永四年（一八五二）八月二十四日、篤胤没後の門人となった。ときに、二十八歳である。篤胤門下の同業者であるからには、それ相應に多くの書籍・文獻・記録等を所有してあつたであらうが、樺太引きあげによって散逸したようである。

一四代卯一郎は、第九代鹿渡村の村長に就任した。一五代義文は教職員で樺太の小学校に赴任した。終戦によって引揚げ山本郡森岳小学校の教壇に立った。

一六代隆文氏は、能代火力発電所に勤務しておられる。

⑧ 鈴木長眉

最終にあたつて、冒頭に掲げた子孫不明者の鈴木正右衛門重則と判明される仁か「秋田人名大辞典」に「鈴木長眉、鹿渡の俳人、名は正右衛門、号は稲齋、秋山御風の門人、安政二年」とある。

安政二年（一八五五）は入門した年である。鈴木正右衛門重則は嘉永三年（一八五〇）四十七歳のとき篤胤没後の門人に名をつらねた。秋山御風に入門したのは、五年後の五十二歳のときである。

正右衛門重則らしき人の消息

は、これだけである。もう一人不明の鈴木勇助重政は、重則の子とすれば重則の壮年期にあたる四十歳のときに生まれた子である。

（本所研究調査員）

主な引用資料

- ① 掲載各家からの取材
- ② 山本郡山胤録（昭和六年七月刊）
- ③ 琴丘町史・琴丘町郷土誌
- ④ 歴史民俗をたずねて（平塚重光著）
- ⑤ 能代市史稿（一）・（二）・（四）・（六）・能代市史資料（四）・能代市年表
- ⑥ 能代之武加志

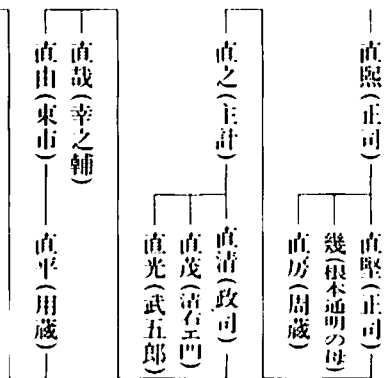
平田大人と六郷熊谷家とのふれあい

（第二話）

熊谷義一

秋田六郷町の熊野神社の社家熊谷家と平田大人与の關係は本所報創刊号に發表したが、今回は更にそれを細かく話してみたい。

少しでも判り易くと、此の話に近い人々の熊谷家の略系図を次に示す。



前に記したが、直房は篤胤が江戸から秋田に帰った旅を雄物川を舟で六郷から追いかけて、天正十二年（一八四二）五月二十日入門を許された。三十二歳だった。篤胤が秋田へ着いたのが四月二十二日だからその二十九日後である。

所報第一号には、直房の名が篤胤夫人の書いた日記に毎日によりに出て来る内弟子のような立場で、親しまれた事をくわしく書いたが、その彼の紹介で直清が入門を許可されるのである。二十一歳だった。天保十四年（一八四三）八月一日である。篤胤は同年の九月十一日に帰幽しているからまさに生前の門人としてのふれあいは四十日ばかりとなるが、若い直清にとっては平田思想の影響はその生涯に強く生かされて行くのであった。

直清は松陰と号し、篤胤の歿後、鈴木重胤の教えも受け、漢学は鷹野五郎八、漢詩は鱸松塘、和歌は海上胤平に師事した。熊谷家は社家とし熊野神社に奉仕する傍ら、前から私塾を開き若人を教育していたが、直清も平田思想の普及に自分の一生を捧げようと決心している。社は神社と更に六郷御役屋に出仕し、夜は若者を集めて講義していた。

ところが此の直清の生涯に大

な事柄が起こった。三十七歳の頃、六郷町太桂寺の梵鐘銘の研究に熱中し、模写する為に眼を使い過ぎたとされ、これがもとで眼病となり、元治元年（一八六四）には全く失明してしまった。時に四十二歳。その年には長も病により失っている。まさに厄年であった。

直清は失明はしたもの、反対に心眼が開け、少しも不便を感じず、むしろその学問は前にも増して光を輝かせた。壮年になるに従ってその学徳を慕い集まって来る者は遠近を問わず極めて多かった。

直清の塾は幕末に「交文舎」と称して開かれていたが、明治五年（一八七二）の学制発布と共に表面は廃されることになった。しかし、その後も遠地より志を立て止宿して教えを乞う者が、常に数十人も居寄ったとされ、同十八年（一八八三）に塾を再開している。六郷は「学者村」との異名があるほど、幕末から明治にかけてユニークな文化人が輩出しているが、六郷及びその周辺の有名な人は殆どが、「交文舎門人帳」に名を並ねているのである。その教育は「古事記」「万葉集」「伊勢物語」「竹取物語」「今昔物語」から「論語」「孟子」にも及んでいる。また、横手

に向いての講義は篤胤の「たまだすき」で、まさに平田神道そのものを若い人々に教え込んだのであった。直清の講義というのは声は高くないが明快で、引例が豊かで如何に頭が良いか、と思わせて極めて評判がよかった。

大曲では仙北郡の神官達が祝詞等の神学講義を受けたが、始め弟子達は講義を休む者が多かった。直清はどうにかしてそうした怠け癖を直そうと考えたが、名案も浮んで来なかった。ある時、独りでここにこしていたので家人が聞くと、

「うん、壁さ、壁——。」

「壁？それがどうしたの。」

「壁に向って講義をすれば皆休まなくなる。」

直清が盲目な為で講義中にいたずらをする者が多かった。（今の子ども等も変らない。尤も今の先生方は盲目ではない。）直清は非常に感受性の鋭い人だっただけにその度に顔面はヒリヒリと動くのであった。そうした弟子達の態度に接するたびに、心の中で「壁、壁」と自分に教え聞かしていた。寒中の吹雪の日も不自由な身で六郷から大曲へ歩いて通った。その姿に弟子達は遂に誰一人として休む者も無く、皆熱心に勉強するように

なった。直清はすなわち言葉より実行でその範を示したもので「北羽の塙保己一」と称された所以である。

直清は多くの詩を残しているが、作品の殆どは失明の後だったと思われる。従ってそれらは代筆が多かったことだろう。心に詩興が湧いた時、じつと我慢して誰か代筆してくれる者を待っていたと伝えられる。和歌、俳句、漢詩を五十句も溜めて置いて、誰か来ると代筆してもらったというから、驚意である。

直清の末弟に直光（武五郎）がいる。これは篤胤の門には入っていないが、幼い頃から年の離れた兄直清の教育を受け、熊谷家の中でも最も平田精神に満ち満ちた人物だった。若くして江戸に上り、天下の志を多くと広く交わり、戊辰戦争後は岩倉具視の知遇も得て、明治七年（一八七四）渋沢栄一の後を継いで維新政府の大蔵大丞に昇任した。

その直光がまだ若い時江戸から急拠秋田へ帰り、藩論が佐幕に傾いているのを秋田の若者有志と団結して、当時佐竹藩国家老渋江内膳の四天王の一と言われた次兄の直茂の力を得て、佐竹藩を勤王の

側に考え直させた人物でもある。

その直茂は始め常次と称し後清右エ門と改名。天保元年（一八三〇）十二月二十五日生。嘉永三年（一八五〇）三月四日兄直清の紹介で篤胤の下に入門した。二十一歳である。即ち歿後の門人である。佐竹藩国家老渋江内膳の家臣熊谷家を継いだ。前述のように幕末弟直光を内膳に紹介し、兄弟で国内の情勢を切々とつたえ、これに動かされた内膳の力が加わって佐竹藩に勤王論が大きく広まるのである。

明治の新时代に入り、直茂（清右エ門）は同五年（一八七二）に大属に任ぜられ司法省に入り、鳥取、秋田、宮城と転任し歩き、同二十六年（一八九三）七月二十九日退職した時は新庄区裁判所判事を努めていた。

直房の紹介で弘化元年（一八四四）六郷の竹村賢治、榊左伝が入門し、慶応四年（一八六六）には直清が雄勝の佐藤宇三郎、阿部新三郎、佐藤清治を紹介している。秋田から遠く離れた片田舎に同じ家族より三人の門人が居り、その私塾を中心として平田精神の見事な花を咲かせていたのだ。

篤胤大人の肖像

平田篤胤先生



春丹よ
身おたひかすふん
まきふん
せぼろ

篤胤の肖像はその数は少なくはない。人物の形代をば、根本通明（文政5→明治39・明德館教授／易学者／後東大教授／文学博士）は「眼玉は鋭かったが言葉は非常に柔らかで眼付きとは反対に誰にでも優しくかった」といつている。多くの伝からその容貌は巨眼隆準、眼光炯々、容貌厳然などとされている。鐵胤がその肖像に篤胤の和歌をもつて贅書しているものも多くみられるが、今に伝えられる肖像は生前に描かれた原本をみる事ができない。

ここに掲載した図は近藤源八編著「羽陰温故誌」にあるものだ。この図の元になったのは、恐らく小野崎通亮の識語のある肖像図で、それをば模写したものと思われる。識語によると通亮のそれは秋田藩士河原田兎毛の画を粉本としたものという。

篤胤の顔に痣があったとされ、それが後に二十歳の出奔の契機となったことなど、肖像や容貌に因しては伝記と共に極めて大事な問題を孕んでいる。

(齊藤壽胤)

平田篤胤大人の百年祭にささげまつる歌

井上 一

掛けまくも あやに畏し ちはや
ふる 神のうまし、大やまと
靈の本つ国 太初より 道備はれ
り 物皆は 神ながらなり 国国
は 澤に有れども 真秀国 国と
ふ国は 我國の外にはあらじ
千萬の 道は有りと 直く明き
道とふ道は 我國の外には無きぞ
ざるをなど 世人忘れて、ことさ
へく 外国人の こちたき 教に
惑ひ 歳久に 踏み誤まれる 其
を慨き 其を愛れたふ 斯の道を
究め明かすと 劔太刀 鋭ごころ
ふるひ 奥山の 葉廣くま 檜
らかに 探り渉らし 大川の 水
くま菅の根 ねもごころに いそし
みまして 麻絲の亂れを正し 沢
蟹の 横這ふを矯め 朝日子の
い直射す如 望月の 照らせるな
して 明らかに 顯はしまし、
稀なる 其の大結 何にかも
誓へまつらむ 如何なるかも 頌へ
申さむ 世はなべて 闇を脱れぬ
人皆の 眼ひらけぬ 真実 靈の
真柱 太しく、こにし立てぬ
此して早 過ぎし百年 人替り

時の遷るに 咲く花の 春に逢ふ
如 御教の 光は増しぬ 青洲の
深きみ心 秋澄める 水と透りて
ますますに 汲みてし取らる 御
教を 仰ぐ人ども 御徳を 慕ふ
諸人 相議り 相語らひて 手形
のや 廣澤山の おくつきの 廣
前にして この年の 御祭為すと
嚴禁に 神酒満てならべ くさく
さの 机代物 堆く 積み置き足
らした、へん 白さしめらる
畏しや
大御門にも 殊勲 更に思ほし
御位を かさね降さる み葉べに
常磐堅磐に そそり立つ 七本松
も ま稚やかに 色繁映えて 天
地も かしこむらしき 今日 御
祭 百年の祭
昭和十八年九月

※平田家胤の百年祭にあたって詠ぜられた歌であるが、当時発表の機会を失ってしまった。故井上氏はこの時徳島毎日新聞社主筆編集局長であったここに譲りて掲載させて頂く。

(本所研究調査員・川越重昌記)

明治二年六月の平田延胤伺（秋田藩庁宛）について

武田 秀章

篤胤没後の平田国学の展開については、伊東多三郎『草莽の国学』以来、とりわけその地方門人層に關して、多くの研究蓄積がある。

しかし、篤胤没後の平田家当主として、全国の門人を束ねる立場にあった平田鐵胤、さらにはその嗣子延胤についての研究は、比較的等閑に付されたように思われる。いうまでもなく、平田国学の思想が社会的に大きく普及し、それが明治維新と直接にかかわったのは、鐵胤、延胤の時代においてであった。

明治維新と国学の關係の究明は、かねて重要課題と指摘されて久しいが、この課題を平田学派の側面から明らかにするためには、その当時、平田派の統領の地位にあった鐵胤・延胤父子にかかわる資料の発掘・検討が望まれる。さらに秋田藩史を見てゆく上でも、藩と平田父子との関わり如何の解明が重要課題のひとつであることは明らかであろう。そこで小稿では、明治二年六月の日付を有する

平田延胤の伺（久保田藩庁宛）の案文を紹介しながら、その背景についていささか考察を加えてみたい。

まず鐵胤・延胤と久保田藩のかかわりを一瞥しておきたい。そもそも篤胤は、天保十四年閏九月十二日、久保田において死去した。当時江戸に在住していた鐵胤は、ただちに久保田へ下向、十一月二十四日には藩庁へ江戸定府願を提出（渡辺金造「平田篤胤研究」五一五・六頁）、ついで天保十五年十二月二十九日には正式に平田家の家督を相続した。これより先、嗣子延胤は、江戸藩邸で出仕お目見

得の儀を行い（天保十四年三月十六日、渡辺金造「平田篤胤研究」七九四頁）、藩庁より平田家の後継者として認知されていた。

平田家を嗣いだ鐵胤は、江戸定府の立場を充分に活用、門人の全国的拡大に、募財による篤胤の遺著の出版に縦横の活動を行った。幕末の政局が切迫するや、自ら尊攘運動に延身すると共に、中央の政情を、藩地及び全国の有志門人

に広く書通した（国元に送った書簡・風聞書の類は「秘密探偵録」に編纂され、鐵胤の広範な情報收拾活動を示している）。この間、延胤は、父に従ってその活動を輔け、文久三年の藩主佐竹義充上京の折には、いわゆる「飛龍回天の建白」を提出、列藩に先んじて攘夷の朝旨を補翼すべき旨を建議した。

戊辰戦争勃発に際して、鐵胤は、久保田藩への出羽触頭内勅降下（慶応四年一月十六日）を周旋、東北諸藩に先駆けた本藩のいちはやい官軍化を実現しようとした。

この直後、延胤は久保田に下向、藩論の動王化に向けた政治工作を行っている。その藩地における活動は、慶応四年一月二十三日付・二十四日付・二月五日付の父鐵胤の報告書簡に詳しい（『秋田県史資料 明治編』六三・五頁）。

維新政府において、鐵胤は当初神祇事務局に籍を置いたが（元年二月二十日に神祇事務局書記、同年二十日判事、三月五日）、ついで皇学所・大学校へ転出、教育行政の取調に当たることとなった。延胤は、閏四月二十五日付で神祇官権判事に任ぜられ、あたかも父の跡を襲うかたちで、神祇官に出仕することとなったのである。

本伺が作成された明治二年六月という時期は、版籍奉還により、政府官員と出身藩の絆が、公式上断ち切られた時期であった。以下、「平田延胤伺書」を翻刻・紹介してゆきたい。

「平田延胤伺書」

（東京大学史料編纂所所蔵）

日上覧

私事先般

朝廷へ被 召出候後も

御国御緊要と心得候事件ハ其時々中上候得共御機嫌伺等ハ染々不奉中上罷在候未共以心外之至ニ奉存候得共元来私持前ノ御格合ニ而ハ御年寄衆へ直付之呈書も不相成分身ニ付飯令當時ハ 朝官ニ列居候面モ

御家之御格合ニ違候面ハ年恐永世

主従之間柄ニ奉対候面も不本意ハ勿論不敬之節ニ相当リ猶又御家之格を相守リ御年寄衆家来宛ニ呈書仕候面ハ太政官第四等之

朝官を辱め候筋ニも相当リ彼是恐惶不少儀ニ付年不本意時々之呈書等も差控罷在候御上之御指揮を奉侍居候処此節御国許ニ於テ御役向之御改

正も被爲在候趣ニ付旁以以後如何相伺候度奉存候此段宜敷御差函奉願候已上

已六月 平田延胤

追而先般追々御届申上置候得共当時私職名左之通ニ御座候名札等如此相認候

太政官第四等

神祇裁判官事

平田延胤

すなわち、延胤は、維新政府出仕後も本藩久保田藩との連絡をとり、重事については折々上申するよう心掛けてきた。ところが、現在の延胤の藩内の身分では、藩主への御機嫌伺はもとより、御年寄衆への直接の呈書すらできず、辛うじてその家来宛への呈書するのみが許される立場に過ぎない。身は朝官に列しても、永世にわたって藩主に忠勤をつくす決意を有する延胤にとって、現在の藩内の立場はきわめて不本意である。政府の官員が、そのような立場で呈書するようでは、朝廷を辱めることになってしまふであらう。故に、版籍奉還に伴う藩政改革実行の折から、この点について、「御上」の判断により格別の指示を与えていただきたい、というのである。

このように、本同からは、藩内

の身分制の壁に阻まれて、中央政府と藩との連絡役、情報提供者としての役割を充分に行いえない延胤の苦衷が窺えよう。本同への藩庁の回答は明らかではないが、藩主・藩首腦の反応は、決して芳しいものではなかったように思われる。

この点については、他藩の事例との対照によって見ると判りやすい。例えば、同じく神祇官に福羽美静を送り出していた津和野藩では、福羽を藩政の顧問役・中央政局の情報提供者として、藩主自ら支援する体制が形成されていた（「於村呂我中」）。ところが、秋田藩の場合、津和野藩のような藩主主導の政治指導体制は未確立であり、結局延胤は、その念願とは裏腹に、政府と藩主とのパイプ役たりうることではできなかったのである。

まさに維新政府内に確実なパイプ役・案内役を有しえなかったところに、明治四年以降の久保田藩の「政治的座礁」が招来されたように思われる。この事情を示唆する資料として、明治四年初頭の在京久保田藩士書簡の一節を引用したい。この書簡には、折から本格化した反政府運動弾圧に直面しての、鐵胤の直話が記されている。

愛宕殿一条色々風評有之故定而探索も相届き政庁よりモ申上候事ともに候得共如何とも被案昨日平田侍読方へ罷越承り候処一条者余程深き企にて一味ノ者も存外ニ多人数にて東京を焼勿論御郭内へ放火致而其混れに

主上を奉擁候而大阪へ迄ト先立籠るとか申事にて既に可相発処 夫々に手可廻り被召捕其外種々御行居にて先ツ斯は相成申候もののままから残党も有之哉も難計此上何と可相成哉懸念千万なる事と申居候用人事者何之子細モ無之昨日も被召候而御前江罷出御読書差上御質問等モ有之候事モ矢野其外も皆平田門人にて有之故何れ心配罷在候趣申聞可被下候

「秋田藩辛未文書」

（東京大学史料編纂所所蔵）

これによれば、鐵胤は、(1)矢野玄道・丸山作樂ら平田派国学者の一斉捕縛を憂慮、(2)その累が本藩に及ぶ危険を強く懸念している（「御藩と」一体此事に關係致とて御疑心も有之候事」。すなわち、天皇の侍講という頭職を占める鐵

胤にして、(1)平田派国学者の反政府的行動に対しても、(2)久保田藩内の反対府運動に対しても、ほとんど牽制力を持ちえず、その「事後」に憂慮と懸念を吐露するのみの、いわば傍觀者的立場に終始することを余儀なくされていたのである。

この前後、久保田藩においては、八坂丸購入にかかわる外債三十万兩出来事件等、志賀少参事殺害事件等、政府の逆鱗に触れる不祥時が出、ついに大参事初岡敬治の、政府転覆運動の嫌疑による捕縛という最悪の事態に至った。それは、久保田藩の政治指導力の欠如を示すものであると共に、藩首腦の、中央の政治情勢への疎さ、対応のまずさがもたらした、痛ましい悲劇であった。このような久保田藩の悲劇は、中央政府内に確実なパイプ役を有しつつ、藩制終焉の有終の美を飾り得た津和野藩の事例と、まさに好個の対照を示すものであったといえよう。

以上、限られた資料をもとに臆測を重ねたが、今後の本格的な鐵胤、延胤研究の進展を祈念しつつ、小稿を閉筆することとしたい。

（神社本庁録事）